

(第一類 第十六号)(附属の二)

第二回 国会 財政及び金融委員会公聴会議録第二号

昭和二十三年六月十六日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右三門君

理事 塚田十一郎君 理事 島田 晋作君

理事 中崎 敏君 理事 梅林 時雄君

理事 吉川 久衛君

青木 孝義君

大上 司君

苦米地英俊君

宮崎 靖君

川合 彰武君

林 大作君

栗田 英男君

長野 長廣君

井出 太郎君

藤田 榮君

堀江 實藏君

本田 英作君

出席公聴人

井藤 半弥君

加川 義一君

徳島三郎君

安井 七次君

委員外の出席者

専門調査員 氏家 武君

本日公聴会で意見を聞いた案件

基礎控除、扶養控除及び勤労控除

その他所得税法改正について

取引高税新設について

○早稲田委員長

これより財政及び金融

委員会公聴会を開会いたします。

本日は去る六月八日本委員会に付託

せられました所得税法の一部を改正す

る等の法律案及び取引高税法案の審査のため、基礎控除、扶養控除、及び勤労控除、その他所得税法改正について、取引高税新設についての二問題を提起して、公聴人の方々の御意見を拜聴することといたします。

今次の税制改正は、御承知のごとく最近における賃金物価等経済諸情勢に即應して、国民の租税負担を調整合理化するとともに、財政需要に對應して租税収入を確保する等のため、税制の全般にわたり改正を加えられたものであります。租税の中核たる所得税については、賃金物価等の変動、課税の実情に照らし、負担の軽減をはかることに重点を置き、基礎控除、扶養控除及び勤労控除を相当程度引上げるとともに、税率を大幅に引下げてあります。またこの所得税及び法人税の軽減による減収の一部を補填し、財政の基礎を確保ならしめるため取引高税が創設され、税率は低く、各取引段階に對し百分の一程度の課税を行うことになつております。以上の二税につきましては、たとえば所得税、法人税を中心として負担の軽減をはかつてあります。が、國民生活が一般に相当窮迫しておる現在、中央地方を通ずる國民の租税負担は必ずしも軽くはなく、しかも二千六百三十二億円に上る租税収入を確保しなければならぬという事情や、取引高税にしても、その税率はきわめて低い、結果において大衆課税になりはしないかというやうな、いろいろの御議論があると思われまので、公聴

人の方々に、おかれては、本財政及び金融委員会における法案の審査の参考のため、忌憚なき御意見の発表をお願いいたしますと存じます。

公聴会は本日と明日の二日にわたつて御意見を拜聴することになつております。その御氏名はお手もとへ配付いたしましたように、学識経験者の方でおいでを願ひましたのが安藤政吉君、井藤半弥君、稲川宮雄君、加川義一君、栗原修君、徳島三郎君、三樹樹三君、安井七次君の八君であります。なお一般公聴申込み多数に上りましたので、その中より泉吉之次君、金澤甚爾君、工藤義男君、久保山雄二君、田中友章君、津曲百枝君、飯松五郎君の諸氏を選定してお願ひをいたしましたのであります。なお本委員会において公聴人に選定いたしました、日本生活問題研究所所長安藤政吉君は病氣のため欠席の旨御通知がありました。経済団体連合会からは出席の申出がありまので、この点あらかじめ御了承をお願いいたします。

本日お越しを願ひました学識経験のあられる各位には、御繁忙中を特に雨中おいでに願ひたことを厚く御礼申し上げます。これより公聴人の方の御発言を願ひことにいたします。まず南大教授の井藤半弥君にお願いすることにいたします。

○井藤公聴人 題目が所得税と取引高税に限定されておるといふことを、うかつで、私今気がつきましたのです。が、税制改革の問題は、二つの税金だ

けを分離して問題にするのは少し無理があるもので、今度の政府提出の税制改革案全般について、きわめて簡単に意見を開陳させていただきたいと思ひます。

申すまでもないことでございますが、租税問題というものは、それだけ切離して問題にすることはできないのであります。國の歳入歳入全体に關係がありますし、また國税を取扱う場合には、地方税も当然合わせ論じなくてはならぬのであります。ですが、ここでは便宜上國税だけを切離しまして、それから國のほかの歳入及びほかの歳出との関連を無視いたしまして議論させていただきますと思ひます。

そこで問題を次の三つにわけたいと思ひます。その一番は租税総額の問題、租税総額が國の経済その他から見ると、どうであるかどうか、二番は租税負担配分の問題、三番はこの租税の内容、この三つにわけて簡単に意見を述べさせていただきます。

まず一番の租税総額の問題であります。現在昭和二十三年度の予算の國税総額は、専賣益を含めまして、これから私が申します租税という中には、すべて専賣益を含んでおりまして、租税総額、専賣益を含めて三千五百七十五億円であります。それ以外に地方税が六百三十四億と定めておられますが、これが國の経済という立場から見ると、これが國の経済という立場から見て、どうであるかどうかという問題であります。これをはかる方法として普通に行われておりますものは、

租税総額の國民所得に対する關係であります。國民所得は、政府発表によりまして、今年度は一兆九千億円となつておりますので、租税総額を國民所得で割りますと、國税の場合は一八％になるのであります。それに地方税を加えますと、租税は國民所得の二二％になつております。これと同じやうな計算を昨二十二年度についていたしますと、國税、地方税を含めて一九％となります。そこで、國民所得の約二〇％内外が税金となるのであります。これが國の経済その他から見ると、はたして妥当であるかどうかという問題です。この場合に、他の処、時の割合を比較することが行われております。

そこで、まずわが國の過去を見ますと、今度の第二次大戦中のこの割合はどうだったかと申しますと、大体二〇％ないし二五％であります。それに比べて、現在に必ずしも多いとは言えないのであります。それから最近の英米であります。これは大蔵省が調査されたものであります。昨年のイギリスについて、國税地方税を合わせたものパーセンテージを調べますと、四〇％、昨年のアメリカは二六％であります。

(委員長退席、梅林委員長代理着席)

この数字を比較いたしますと、昭和二十二年の國税、地方税を合計いたしました、二二％というものは必ずしも多いとは言えないのであります。ただ次のやうな事項は注意しなくてはならない

のではない。それは租税という概念、國民所得の概念が國によつて、まあ同じ國でも、時代によつて違ふ。それから財産、所得その他富の程度が國によつて違ふ。それから租税負担、配分方法が國によつて違ふ。それから國家經濟の使い方が國によつて違ふ。このやうな事情を合せて考慮しなくてはならないから、このパーセンテージで判断するのは危険であります。大体そう不当に重いものとは言えないと思うのであります。

次は第二の租税負担配分の問題であります。総額がかりにやむを得ぬものといつたしまして、一体これを國民に割当てるやり方が、はたして妥当であるかどうか。これが第二番目の租税負担配分の問題であります。これにつきまして、大づかみにこれを検討する方法は、租税収入を直接税と間接税とに分けて比較する方法であります。そこで昭和二十三年年度の國税を直接税と間接税とに分けてみました。しかしこのわけ方は大蔵省が御発表になつておられるわけ方と違ひのありまして、私がここで言う間接税とは、大體廣い意味の消費税でありまして、いわゆる大衆課税の危険のあるやうなものを間接税と名づけました。それから大體金持が負担すると思われるものを直接税と名づけました。もちろんそれには事實益金を含めて、直接税と間接税に分けてみたのであります。もちろん問題の取引高税は間接税の中に入れておいたのであります。これによりまして、昭和二十三年年度は直接税合計が千四百九十二億円であります。全体の四二%であります。それから間接税は二千八十二億円であります。全体の五八%であ

ります。かりに直接税を一〇〇としたとしますと、間接税は一三九となるのであります。これをわが國の過去の場合と比較いたします。これも私が計算いたしましたので、ちよつと反対意見もあり得ると思ひますが、過去について計算いたしますと、これはいずれも直接税を一〇〇として、それに対する間接税の割合を述べたものであります。支那事変以前の昭和十一年は、直接税一〇〇に対して間接税は一四五、間接税がかなり多かつたのであります。昭和十二年は直接税一〇〇に対して間接税は一一二といふに減つております。昭和十三年は直接税一〇〇に対して、間接税は八〇、それから昭和十四年から昭和二十一年のころまでは、大體直接税一〇〇に対して間接税五〇ないし六〇、直接税に対して間接税は五、六割しかなかつたのであります。ところが去年からまた傾向が變つてまいりまして、昭和二十二年年度は、直接税一〇〇に対して間接税は同じで一〇〇、それから昭和二十三年年度は直接税一〇〇に対して間接税は前申したやうに一三九となつております。これによりまして、昭和十一年から今年に至る日本の租税制度の動向を大づかみにいたしますと、戦争中はかなりいい方に向つておつたのであります。最近では必ずしも望ましいやうな方向に向つておらないのであります。すなわちセンセーショナルなものやい方をいたしますと、後退をいたしたのであります。逆轉してゐると一應は言えるのであります。しかしながらこれもまた一方から言うやむを得ないことじやないか。と申しますのは、租税というの國民經濟を前提として実施

されるものでありますので、國民經濟生活が後退いたしますれば、それに伴つて租税生活がまた後退するもの、ある意味においてやむを得ない。もつと具体的に申しますと、終戦以來わが國の國民經濟力が後退いたしました。それから國民の納税道徳が遺憾ながら低下しております。それから税務機構が弱体化しております。このやうな事實を考えますと、進歩的な直接税中心の制度を現在実施するのは困難という事柄もあり得るので、この点を考慮いたしますと、この傾向は一概に悪いとは言えないのであります。しかしながら傾向としては望ましくないこととございまして、將來の税制改革をいたしましては、なるべくこの悪い傾向をためるやうに努力する必要があるのじやないかと考えるのであります。

第三番目は個々の租税の内容の問題であります。今後の政府の税制改革案といふものは、結局はインフレーションに對照して租税制度を改める、これが中心となつてゐるのじやないかと考えられるのであります。しかし忌憚なく申しますと、インフレーションの進行に對する租税対策をいたしまして、今度提出の原案は必ずしも十分なものとは言えないのであります。どの点が一番大きな欠陥かと申しますと、簡単に言いますと、貨幣價値の時間的相違といふものを十分考慮しておらぬといふこと、これは例をあげるとすぐわかるのであります。たとえば所得税の課税所得——人に家を賣つたやうな場合いくらも上げたか、そのもうけにかかるとの計算方法を見ますと、買値段と賣値段の差額が課税所得でございます。

ところが買値段というと現実に買つた値段が標準になつております。賣値段といふのは現在の價段、そのために實際利益がなにかかわらず、名目上の利益が出るというので税金がかかるのであります。これは貨幣價値の相違を十分に考えないからさういふことが出てくるのであります。それ以外の点について申しますと、たとえば贈與税につきましては、その人の一生を通じて、五万円までの贈與には税金がかからないのであります。一生を通じて計算する場合に、たとえば一〇万円、一〇万円、一〇万円、再来年また一〇万円、同じ一〇万円でも内容に違ひがあるにかかわらず、形式的にやはりこれを合計するといふことをやつております。こういうことはほかの場合にも非常にたくさんございまして、この点は何とか考慮する必要があるのじやないか。それに対する対策として私は一つの案を提唱したいと思ひます。すなわち原價倍數制度といふものを採用してはどうか。原價倍數制度と申しますのは、過去の貨幣の價値の變動といふものを大體はかりまして、それによつてそれを半々ごととか十年ごとの倍數制度をきめる。そうしてこの倍數によつて課税標準となる金額に調整を加えるのであります。この制度は私は少くとも過去から現在に至る課税標準について採用すべきものじやないかと考えております。將來の問題としてこれを採用するといふことは、何だかインフレーションが將來も起るとを前提とするやうでありますので、これは事實採用しにくいと思ひます。が、少くも過去において、今日までインフレーションがあつたといふ事實は無視することができないのであります。で、これは原價倍數制度を採用して、何とか調整する必要があるかと思ふのであります。これは單に所得税の課税所得に限らず、法人税についても、その他日本の税法のあらゆる部門について關係あることであります。そこでまず所得税であります。所得税で問題になるのは例の基礎控除その他の点であります。そこで基礎控除や、家族控除や、給與所得控除、こゝういふものが今度引上げられております。別の言葉で言いますと、引上げられたいことは負担が輕くなつたといふことであります。これがはたして妥当であるかどうかという問題であります。そこでこれを昨年の四月現在の租税制度と比較いたします。一應この間の關係を見たいと思ひます。

まず基礎控除であります。去年の四月は四千八百円、現在基礎控除は四千八百円ありますが、今度政府提出の案では基礎控除は一万五千円となつております。すなわち基礎控除が三倍に引上げられました。大体三倍です。それから家族控除であります。去年の四月現在の制度で、一人について二百四十円であつたのであります。が、今度は千八百円に引上げられたので、七・五倍に引上げられたのであります。それから給與所得に關する勤勞所得に關する控除であります。去年の四月の場合はその割合は二〇%、最高は六千円といふのであります。が、今度は二五%になりまして最高は三万七千五百円となつております。そこで%に關しては別といたしまして、最高六千円が三万七千五百円ですから、比

較すると六・二倍に引上げられたことになり、もう一度簡単に結論を申し上げますが、基礎控除は約三倍、家族控除は七・五倍、勤労所得控除は大体六倍強に引上げられた。そこで引上高がはたして安当であるかどうかという事は、これはいろいろの角度から検討することができるのであります。私は消費者価格、消費者物価指数をとりまして、そうしてこの金額と比較してみたいのであります。しかるにこの一年間の消費者物価指数、消費者価格はどれだけ高まつたかといふと、約一・三倍にしか高まつておらない。賃金はどれくらいになつたかといふと、これもいろいろの計算方法もあると思いますが、大体賃金は一年間に二・六倍、または二・七倍になつております。消費者価格が大体二・三倍、賃金が大体二・六倍か二・七倍になつてゐる。それに対して税金の控除の方が三倍とか、七倍とか、六倍になつてゐるという事は、形式的でなく実質的に判断いたしました、去年四月の制度に比べて、現在のはかなりの軽減が行われてゐるものと一應考えてよからうといふのであります。しかしながらそれで十分かと考えますと、現在のわれわれの生活状態から見まして、この基礎控除、家族控除、給與所得控除は決して十分なものとは言へません。これを昭和十二年の第二種所得税の免税点二千二百円、これは大体現在の基礎控除と比較するべき金額であります。昭和十二年の二千二百円は、現在の貨幣価値に直しますと十二万円であり、昭和十二年の場合にはどうかといふと、現在の価値にして十二万円までが免税になつた。今度はどうかといふと一万

五千円が免税であるというからこの二つを比べますと、控除高は必ずしも望ましいことではないと思ふのであります。しかし去年の四月に比べますと、たしかにいい方向に向つてゐるというこゝろは言えると思ふのであります。それから所得税について實際問題にまいりますのは、予定申告納税制度であります。この予定申告納税制度は皆さんの御承知の通り、昨年来実施されておるのであります。この成績は遺憾ながらうまくいっていません。私は予定申告納税制度といふもの自体について再検討を要するものと考えてゐる。予まして、予定申告納税制度は、近い將來止めて、その代りに次のような制度を実施したらどうかと考えたのであります。それは前年度の実績を基礎として、前納制度であります。この制度によると前年度の実績は各納税者にわかつてゐる。前年の実績を基礎として、その税金を年三回、四回に一應分けて納める、そして年度が経過いたしましたから実績を精算して、國民がこの際一回だけ申告する、そして前に拂つた金額との実績によつて計算したものの差額の過不足を年末に清算する。そういうようにいたしますと、ただ一回の申告で済むのであります。国民の納税手続という点から言へば非常に便利じゃないか、結果から申しましても同じ年度の実績について税金をかけるので、一年後になりますと、國家の租税収入という点から言ひまして、予定申告納税制度の場合と同じことになると思ふ。もちろん今年からすぐに実施するといふことはとてうていできないのであります。將來の問題として御研究をお願いしたいと思ふのであります。

それからこれは今日の題目になつたことかと思ひますが、やはり関連がございます法人税の問題であります。法人税は廣い意味の所得税の中にはありません。これは一番問題になる制度であります。現在の日本の法人税の制度は、平時の税制としてはまことに結構なものであります。インフレ時代の、殊に現在のわが日本のインフレ時代の税制といひましては、現在ある税金の中で、最も欠陥の多い税金だと思ふ。もちろん法人税の金額は租税總額のわずかに五分で、全体から言つて大したものではないが、制度としては欠陥が多い。それはどういふことかと申しますと、普通所得についてもそうであり、殊に超過所得、清算所得について前申しましたような、貨幣価値の変動が無視されて課税標準がきまるために、いわゆる名目利益の課税が行われるといふことであります。今度の政府の原案ではもちろんこの事実を認められまして、超過所得につきまして税率の緩和が認められた。これは単に税率の緩和をやつただけでありまして、制度としては改正されておらず、制度としてはどうしたらよいかといふ問題であります。私は次のような制度を実施すればよいじゃないかと考えております。それは前申しました原案の数値制度をとり入れるといふことであります。これによつて過去の資本の評価を、あるいは過去の賃金を、あるいはこの会社を固定資本の評価をする。あるいはこれを加味いたしまして減価償却規定の改正を行う。あるいはこういうことができない場合には、それに代る免税積立金という制

度を認めまして、名目利益課税の弊害を緩和する必要があるのではないかと考えます。もちろんこれは私は租税だけを対象にして問題にしたために、そういうことを言うのであります。他に日本の経済再建の税金以外の方面とも関連がございますので、ただ税金の立場だけからいふことを主張するのは少し危険であります。しかしながら少なくとも税法に関する限り、何か今申しましたような趣旨を加味する必要があるのではないかと考えるのであります。私はそういう意味において現在法人や個人の所得税に行われてゐる名目利益課税に対する課税を、もつと緩和する必要があるのではないかと考えます。だがしかし私が強く申し上げたいことは、名目利益課税に課税することはよくないといふ考えに對して反對するものであります。名目利益と空利金といふものは、ほんとうの利益ではありません。従つてこれに税金をかける場合に、ほんとうの実質利益とかけるといふのはよくない。同じような扱いをするのはよくない。であります。しかし一部の主計学者や會計学者が言うように、名目利益と空利金から税金をかけるのはよくない。それは元本の消耗を行ふことになるのだからよくないといふ議論があります。私はこの議論には無條件に賛成することができないのであります。現在のところインフレ社会になりますと、國民経済全体で、何かの意味において元本の消耗が行われております。たとえばわれわれはどういふ形で元本の消耗を行ふかと言ふと、たけのこ消費生活という意味で元本の消耗を行つております。また勤労者は榮養不良といふ形で元本の消耗を行つております。金

融機關に金をもつてゐる人、人に金を貸してゐる人は、預金または貸金の貨幣価値の減少という形で元本の消耗を行つております。だから國民経済全体が、何かの意味において元本消耗を行つておりますとき、会社その他の企業も名目課税という形で元本の消耗を行わなければならぬといふことは當然のことでありまして、このインフレの危機を國民経済全体が合理的にどういふふうに対応するか、そこに問題があるのであります。もし名目利益課税からいひつて税金をかけない、結果は物價騰貴という形をとりまして、消費大衆がそれを負担する、あるいはその税金だけ國家の収入が減りますので、それ以外の税金を増徴しなければならぬといふ結果になる。そこで全体から申しますと、結局名目利益課税からいひつて税金を免除するといふことはよくないのであります。名目利益課税でありまして、ある程度の負担が當然でないかと考えるのであります。だからと言つて会社が潰れても構わぬと言ふのでない。もちろん日本経済の發展、再建の妨害とならない範囲内においてといふ條件のあることは申すまでもない。結論を言ふと、私は名目利益課税に対する課税は、今申した條件内において、ある程度までやむを得ないといふことであります。その次に間接税の中の從價課税の引上げ、流通税、間接税における定額税の税率の引上げであります。これは當然のことであつて問題ありません。最後に問題は取引高税であります。取引高税といふのは長所もあれば短所もある。長所は、租税収入がきつて多いといふことが最大の長所でありま

す。もう一つはインフレ時代の租税制度として適当なものだ、というのは取引高税は取引に絶えずかかつて、絶えず國家に税金を納めずために、インフレによつて物價が騰貴したとしても、それに對照して税收入が確保される。これは税務行政という点に便利ない税金であります。しかし次に述べるいろ／＼欠点がある。たとえば物價騰貴を助長して大衆課税となる危険がある、あるいは脱税が多い、手続が煩雜であるということ、合同企業、大企業に有利でありまして、分業を行つておるところの中小企業について不利である等、いろ／＼な欠点がありまして、租税の種類としてはあまり望ましい税金とは言えないのであります。現在わが國で残つております税金、今までかかつておらなくて、將來かけようと思へばかけ得る重要な税金として、次の二つがあると思う。それは經常財産税と取引高税であります。そこで租税体系という一般理論から申しますと、經常財産税をかける方が、理論としては正しいのであります。現在の日本の状態におきましては、經常財産税をかけたとしても収入が少い、それから換物運動を助長するとか、その他いろいろの弊害が現れますので、現状から申しますと、經常財産税は理屈として正しくても、実行は困難であります。そこでやむを得ず残されたものは何かというと、私は取引高税以前にないだろ／＼と思ひます。取引高税は決していいものではないと思ふ。取引高税を取らない場合はどうするかという問題であります。その場合には國家経費を減らすか、ほかの從來からあるところの税金を重くするか、どちらか

であります。ところが從來からある税金をこれ以上重くすることはできない。國家経費もこれ以上削減できないとなりますと、結局は悪いとは知りながら、これ以外に途はないということになるのであります。結論を申しますと、私は、欠陥があるけれども、取引高税はそういう條件つきで賛成であります。

これをもつて私の公述を終わります。
○青木(孝)委員 ただいまの原價倍數制度について、もう一度簡単に御説明願ひます。

○井藤公述人 原價というやうなことをつけないでもいい、倍數制度でありまして、それは貨幣の價値が下りつたあります。そこでわかりやすく申しますと、五年前の物價が一だつたとすると、その翌年の四年前は二倍になり、その次は三倍、四倍、五倍といったすね。その物價の騰貴率、すなわち貨幣價値の下落率を考慮いたしました倍數をきめるのであります。物價指數のやうに一月とか半月とか、そういうのは税務行政上めんどうでありますから、半年とか一年を單位として、大体のやういふ倍數をきめるのであります。その倍數によつて課税標準になるべき金額に修正を加えるのです。だからして貨幣價値の下落に反比例するということになります。これはさきの法人税の課税の場合でも、その他滞納の場合の加算追加税、その他税法のあらゆる部分について、これが應用されるのではないかと思ひます。これはあまり綿密なものにいたしますと、税務行政という立場からいって非常にめんどうくさいことになるから、大体のことをきめたらよいじゃないかと思ひます。

○佐藤(鶴)委員 井藤教授にちよつと質問したいのです。先ほどもちよつとお話になりました經常財産税について、どういふ長所と欠点をもつておるか、御説明願ひたいと思ひます。

○井藤公述人 經常財産税について、私は現在日本でなぜ設けられないか、これも財産税一般の短所、長所がございまして、特に現在の日本においてやういふ短所、長所がございまして、一般財産税の短所、長所について皆さんに申し上げるのは失礼だと思ひますけれども、これはまた別にいたしまして、理論的に申しましてなぜ設ける必要があるか、それは所得税に補完税がないということとあります。それは皆さん御案内の通り、昭和十四年度まで所得税がありまして、その所得税の補完税として地租、營業税、家屋税、資本利子税というものが、収益的なこれらの補完税となしておりました。所得税の不完全なところを、それによつて埋めておつたのであります。ところが昭和十四年の税制改革によつて、昭和十五年からは實施されましたが、収益税の地租や、家屋税や、營業税は原則として地方に委譲する。そして所得税としては総合所得税があつて、そして分類所得税がありましたが、分類所得税というものはいわば所得税の補完税であります。ところが去年の税制改革で分類所得税というものは全然なくなりました。そのために総合所得税一本になりました。そのために所得の種類別による課税といふものを十分にすることができない。というのはたとえば百万円もつた場合、合算は家賃で百万円もつた場合でも、われ／＼が本を書いてもうけた場合でも、大体同じことです。もちろん労働

所得の控除とか、一時的所得は半額しか税金をかけないということをやつております。井藤なら井藤個人を中心にして、すべてをひつくるめて税金をかけます。そうしまして個々の差別を無視するといふ欠点があります。これを簡単に申しますと、所得税には現在日本には補完税がない。そこで何を設けるかといふことになる、結局収益税として地方財政に委譲したものはこれは取返すことができない。分類所得税もやらない。そういたしますと残るところは結局財産税じゃないか。それでこの補完税は、財産の一部に重い税金をかけて、労働者には軽い税金をかける。そういう趣旨でかけるのであります。そういふ趣旨でかけるのであります。昭和十五年以前の日本は問題にならぬと思ひますが、現在ではそういう意味において問題になると思ふ。これはその長所でありまして、申すまでもなく同じ所得についても、一般論といたしまして財産所得に重くかけなければならぬ。労働所得に軽くかけるといふことはきまりきつたことであります。それからもう一つは財産には収益財産以外にも税金をかけますと、ある意味においては奢侈課税だといふことを言ひ人もあります。そういう意味において財産税にしておる。もう一つは所得税の場合ですと、私なら私が金をもうけるというところ、このもうけた所得という側面からつかまえますために、所得の側面で一應脱税をやりますと、もうつかまえますことができない。所得といつかまえますと、一方が脱税しても一方でつかまえられる。もしやみ屋さんに税金をかけるとなれば、これは所得

税ではどうしてもだめですが、財産といふ何かの形で残つておるから、これをやれば残りなくつかまえることができる。これは長所だと思ひます。それはそれをなぜ設けられないかといふと、短所であります。これは御案内の通り、財産税といふものは、井藤なら井藤といふ男を中心として、その男の財産をすべて総合いたします。そういうしますと例の預金や現金の登録が必要になつてくる。預金や現金の登録のために、一昨年の三月大騒ぎをやつたやうに、非常に手数がかかる。あれをやりますと換物運動を助長いたします。そうしてその上にあれによつて一体税金をかけるのとしたしまして、あの臨時財産税をおとしかけましたときに、税収わずかに六百億か七百億、きわめてわずかである。この經常財産税は臨時財産税と違つて、毎年々々かけるものであるから、税率は百分の一とか、百分の二といふ低いものでない、毎年かけることはできません。従つて現在の状態では収入に多きを期待することはできません。そこで私は現状においては無理じゃないか。現金や預金の登録はやらなくても、財産税をかける方法がないわけでもない。これはおとしハンガリーでやういふことをやりました。これは私の言う財産税とはちよつと違います。いわば個別的財産税でとる。それには税金は常に税務署でつかまえるやうに、家屋や何かに税金をかける。問題は預金や現金であります。預金はある程度わかる。しかし現金はわからない。それでハンガリーでは、現金を登録せしむる代りに、切手みたいなものをはらして、たとえば百円の紙幣をもつておきますと、これ

してはまず第一に、これは中小企業の振興を阻害する点であります。中小企業は今日資金、資材等に非常に苦しんでおる。生産財、消費財ともに少量、頻りに徴税をせざるを得ないものを入れているというのが実情でありますから、大量直接取引をいたして大企業よりは、その購買の価格に比べてさらに不利となり、当然製品の販賣価格が高額となり、価格競争上の不利益が増大するということに相なるのであります。しかも中小企業者はその扱いが少額でありますために、取引高税によつて手数が非常に煩雑になるというのを免がれないのであります。これが反対の第一の点であります。さらに第二の点といたしまして、この税金は國民の負担が非常に増大するといふ点であります。國民生活の極度に窮乏しておる現在におきまして、取引高税をさらに負担せざるということには、國民生活の破局に拍車を加える悪税であると言わざるを得ないのであります。

第三の点といたしましては、この取引高税というものは、結果におきまして相当高率の税金になるというおそれがある点であります。現在の案によりましては、取引の段階ごとに百分の一程度の徴収を予定されておるのであります。流通秩序の確立を見ていない現在におきまして、生産並びに配給の経路はきわめて複雑であり、徴税階を経て消費に至るのが普通であります。物價の意見では、大体百分の一の税金が四段階を経て平均であると言われておりますが、われ／＼の見たところでは、さらに多くの段階を平均として経なければならぬ。従つて百分の四程度では、とうていこれは済まないというように考えます。従つて結果におきまして、相当高率の税金になるといふことが予想されるのであります。第四の点としましては、徴税技術がきわめて困難でありまして、その内容のこまかいことは申し上げませんが、結果におきましては、依然として正直者がばかを見るという結果を招来し、遂には政府に対する信頼感をも失われ、やみプルーガーの跳梁する結果ともなるということがありますので、決して適切な税金とは考えられないと思ひます。しかしながら、今日財政の均衡を得ることがきわめて必要な現在におきまして、この取引高税というものは決していい税ではありませんけれども、一面において、税収という面からやむを得ないという点も、われ／＼としては認められるのであります。

〔梅林委員長代理退席、委員長着席〕
しかしながら、そういう点につきまして特に希望いたしますことは、もう少し行政の整理をいたしまして、パランスを合わせるといふことを同時に考えなければならぬのではないかと。そういうことによりまして、この取引高税というものに至らなくても済む、あるいはさらにその方法ももう少し緩和することができるとはないかと考えます。その緩和の方法といたしましては、われ／＼の生存に最低限度必要であり得るような、今日では生活必需品という言葉のほかに、生存品という言葉ができておられますが、そういうような生存品に對しましては、特に取引高税をかけないとか、あるいは取引の段階ごとに百分の一ずつかけるといふことが、きわめて徴税技術の上におきましても困難が予想されますので、これを適當な段階において、一つにまとめたいというような方法を講ずる余地はないか、というような意見をもつておられるわけでありまして、結論から申しますと、この取引高税に對しましては反対であります。財政の收支をとる上におきまして、一面においてやむを得ないという点も認めておられるのであります。以上簡單であります。意見を申し上げます。

○早稲田委員長、ただいまの稲川さん御質疑があらせられる方は御発言をお願いします。
○宮崎委員、きわめて簡単なことをお尋ねいたしますが、商工協同組合中央会としての御意見で、取引高税のかかります業種のうち、具体的にこれをやめて、これをやる、あるいはこれを改めたらという御意見はありますか。抽象的でなく、具体的に御意見はありますか。
○稲川公通人、具体的にこれ／＼の品物というところまでは、まだ案は考へておりませんが、抽象的に申しましたように、生存品に對してはかけないように、何が生存品かという点まで具体的に考へておりました。
○宮崎委員、なお伺ひたいです。公通の御案から申しますと、取引高税は悪税であるが、財政需要のためにはやむを得ないと考へられる、こういう御意見であります。そうすると、この法案の内容について、悪税の面を矯正するために、当委員会は一つの考慮を拂わなければならぬ。それについてはどうしても生存品とか、消耗品とかいうような意味でなく、税

は実体法でありますから、この業種についてこれはこうしたらよいという、一例を申せば、保険料に對しましては取引高税がかかるが、それを再保険する場合にもまたかかる。保険料は一つしかないのに、二つかかる。これは具体的に言えば矛盾したものなのです。中小工業に對しまして、そういう方面に對しまして発見するように、われ／＼の方で一生懸命に努力しておるのですが、なか／＼そういう実体のものが発見できないので、希くば、公述人でもつて、そういう資料を提供していただきたい。もし本席でできなかつたら、中央会としての御意見をまとめて、委員長までお出しを願つたらよろしくはないか、かように考へております。
○早稲田委員長、ほかに稲川さんの御意見に御質問の方はありませんか。ではあがらうございしました。次に全官公廳職員労働組合協議会中央執行委員であられる加川義一君にお願いいたします。
○加川公通人、今回政府が立案された各種税法の改正案及び取引高税の設置、こういうものに對しまして、勤労階級の一員、こういった立場から意見を述べさせていただきます。現在の租税制度が、そのうちに大衆課税的な要素を非常に含んでおるといふことは、廣く一般からは論ぜられておるところであります。また最近における税制改正の方向が、いわゆる直接税から間接税中心の方向に移行しておるといふ傾向の中にも、この大衆課税的要素が含まれておると言ふことができるものであります。ここで取上げて申し上げるまでもないのであります。今回政府が取上げた所得税改正案、殊に取引高税の設置というものは、結局は大衆課税の強化ということになるのであります。その点、こうした大衆課税に對しましては、勤労大衆の立場から絶対反対するものであるということも最初に申し上げます。

正案の税額は三百五十四円となりまして、逆に百二十二円の負担増加といふことになるのであります。これが今日各目的な負担の増加といふことを言ふのであります。次に実質的にそれが負担になつておるといふことを申し上げます。現在月収二千円以上の独身者はすべて課税されるという改正案の対象であります。今日一人二千円の給料でもつて、実際に勤労者が食えるか食えないかといふことは、生計費の調査といつたような資料を出さなくとも、皆様がよく御存じになつておると存じます。さらにこの二千円以上の者に対して勤労所得税がかかつてくる。この税負担は、直接に生活をも脅かすような結果になつてくることは、この内容を考へてみるとよくわかるのであります。勤労者が結局自分の生活費を切り詰めて、税額を負担するといふ結果になつてくるのであります。生活費が今ほとんど所得だけでもつて賄えないという現状で、そこから税額を負担するとすれば、結局は自分の生活費を切り詰めることによつて負担する。すなわち生活費を切り詰めるといふことは、労働力の再生産の限界以下に勤労者の生活が圧迫されていくといふ結果になつてくるわけでありまして、さらに月収二千円といふことを、物価指数の上から考へますと、昭和五年から九年までの平均物価指数に引直しますと、月十五円程度をもちつていた人が税を負担しなければならぬといふことになるわけでありまして、その当時の状況を考へますと、大体女工さん、一日五十銭支給されて酷使されておつた女工さんまでも税を負担しなければならぬ。そういつたような税制

が今度の勤労所得税の改正であります。このように考へてきますと、結局勤労所得税の改正だけを取上げて考へても、各目的にも実質的にも、勤労者に対する負担の軽減とはなつていないといふことがわかるのであります。さらにこの上に物品税、通行税、酒税等が改正されるのであります。これら二連の間接税を中心とした改正は、すべて大衆課税の増大と考へることができるとあります。そう上にもつていつて取引高税の設置といふことになる。これはいよいよ勤労大衆の生活を破滅の淵に追い込む、こいつたふうには考へられないのであります。さらにそのほかに専賣益とか、あるいは鉄道通信料金の値上げ、そういつたものが大体みな大衆負担になつてくるといふことは明らかな事実であります。結局こいつたような一連の大衆課税的な要素をもつた税収を織り込んだ二十三年度の予算案それ自体が、結局勤労大衆の生活を脅かすことになつてくると考へられるのであります。

それではこの二十三年度の予算案の基礎になつておられますところの國民所得、それからほき出されてきた所得税額といふものについて考へてみますと、國民所得の中における事業所得、それから勤労所得、そういうものの分布は、昭和二十二年では大体勤労所得が三二%、事業所得が六四%、これが二十三年では勤労所得が三六%、事業所得が六四%、そういう割合になるといふぐあひに、政府の方では発表されておられるのであります。インフレの進行過程におきましては、勤労所得は國民所得の中において大體減して

ていくし、事業所得は増大していくことは、インフレの現象としては皆様の御存じのように明らかな事実であります。これが逆に明かであるといふ計算、ここにおいて國民所得の推定が非常なる誤りを冒しておるのではないかと考へられるのであります。そうしてこいつた誤つた國民所得の計算の根拠によつて出されてくる所得税が、どういふ結果になつてくるかを数字的に申しますと、大體二十三年の予算案に見ますと、勤労所得からはいさゝかゆるる源泉徴収分の所得税が三百八十億程度、それから申告納税分の方の事業所得が九百億程度といふふうになつておるのであります。これを税額全体に対する比率を見ますと、大體源泉徴収分が四四・五%、申告納税分が三三・三%であります。それを昭和二十二年の所得税予算が、同じように源泉徴収分が四一・七%、申告納税分が三六・五%であつた点と比較いたしますと、ほきパーセンテージにおいては幾りがないような結果になつておるのであります。ところが政府が立てておられる現在の収入の計算見込の結果を見ますと、源泉徴収分においては四一%の増加を来しておられます。その結果税収総額において源泉徴収分は二〇%、これに反して申告納税分はわずかに二%しか増加しない。すなわち三二%になつておられます。これだけの開きになつておる。でありますから昭和二十三年の予算案三百八十億と九百億、この二つから成り立つておるところの所得税といふものは、収納の結果においては二十二年と同じような結果をたどるならば、結局源泉徴収分の負担はますますはなはだしくなつてく

る。結局勤労階級に対する税負担は重くなつてくるのではないかと、さういふことが言えるのであります。次にこいつた税収、それから國民所得、さういつたものの関係を實際の國民の生活費、生計費の方の問題から考へて見ますと、大體國民一人あたりの税負担額は、今度の予算では三千二百七十円となります。これは専賣益金あるいは通行税といつたようなものを含まない國稅負担の額でありまして、さういつた専賣益金、通行税、鉄道通信料金の値上げといふようなものを織り込んで考へますと、結局財政負担はその倍額以上が見込まれるのであります。ところが昭和十三年の平均における勤労階級の都市生活者の生計費の調査から見ますと、いわゆる公租公課負担の分の支出は、大體六・五%ないし七%程度の公租公課負担になつておるのであります。ところが昭和二十二年の十二月、それから二十一年度の十一月と最近の公租公課負担の割合を見ますと、これは勤労収入に対して一〇・七%ないし一三%といつたような負担増加になつておられます。ところがこれを勤労収入だけの比率で見ないで、消費支出におけるところの飲食物費の割合から見ますと、公租公課の負担は全飲食物費の支出に対して一三%以上が昭和二十二年、二十一年度の平均でもつて大體数字が出てくるのであります。一方これに対して昭和二十二年においてはどの程度であつたかと申しますと、二〇ないし二五%程度のものが公租公課の負担になるわけでありまして、この差はどういふことを意味するかと言いますと、結局現在の勤労者はいわゆるエンゲル係数が非常に高くなつてきておる。全消費中に占めるところの飲食物費の割合が増大しておる。結局公租公課の負担は、そのまゝ直接生計費の中にとん／＼食ひ込んでおるといふ事実を物語るのであります。昭和二十二年程度において、公租公課負担の総額は直接飲食物費に費す前に、その他の支出でもつてそれを賄ふことができた。現在においてはそれを賄ふことができないとなつてきておることを物語るのであります。ここへ今度の税制におけるところの大衆課税的な要素が、一番よく現われておるのではないかと考へます。

次にこいつた勤労所得税を除きまして、通行税あるいは酒税、物品税等の改正を見ますと、通行税について考へますと、従来の十キロ制の税が今度は従價税になつてきた。結局このことは、今度運輸交通料金が値上げになるならば、それに対して税収も見込まれる。結局通行税が大体において大衆負担である以上は、今後運賃の改正に大衆負担の増加を来すことになると思ふのであります。それから物品税の改正を見ますと、いわゆる第一種のうち品の品目である奢侈品が、一〇%から百分の八十、百分の八十から百分の六十、こいつたふうな引下げられておる。その引下げられたのが適當ではなかつたといふやうな政府の見解でありまして、それに反して日常必需品であるマツチなどに対しては二倍に税率を引上げておる。こいつた現象を見ますと、結局物品税の改正も大衆負担の増加を来している。あるいは酒税に對する改正など見ますと、生産量は減じ、それに対して税額は増加している。結局酒税といふものは現在の勤労階級

に對して大衆負担になつてゐるという
ことを考へます。さらに取引高税の大
衆負担のことにつきましては、先ほど
からいろいろ論議されてゐるのでよく
わかる。その点弾力性に富む、あるいは
は税収総額が非常に大であるという点
をもつて、取引高税はインフレの状態
における財源としては有効なものであ
るというその利益以上に、大衆負担の
程度のはなはだしい点において、結局
勤労者の生活を破綻に追いこむといふ
欠点の方がより大であるという見解に
立ちまして、今度の税制改革全般を通
じまして、結局勤労階級の全般の生活
を圧迫する。こういつたような大衆課
税的な要素の増大する税法を施行され
た際には、勤労者は結局食えない生活
においてます。労働生産力を失ひ、
國家再建のために働かなければならな
いのは、はたして働けるかどうかとい
ふ問題が出てくるのでありまして、
こういうことを考へるとき、結論として
絶対に今回の改正税法に對しては反対
するものであると言わざるを得ないの
であります。以上をもつて終ります。

○早稻田委員長 ただいまの加川さん
の御意見に御賛成はありますか。
○宮澤委員 ちよつと加川さんにお尋
ねいたしますが、名目賃金が殖えて税
金の負担は軽減されてゐないというお
話はその通りだと思ひます。しかし先
ほど勤労者の例をとつて、結局税が余
分に出るというのですが、それはやは
り賃金ベースが上つて殖えたので、そ
の割合からはお説のような議論は出な
いと思ひます。そこで根本的
にお尋ねしたいのは、全官公労組でや
られました、賃金に對する連絡協議会
において、税の問題を考慮に入れて、

賃金ベースを検討せられたのか。ある
いは新給與整備委員会において新給與
体系をつくるのに、税の問題を考慮さ
れて、いわゆる基礎控除の点を考慮さ
れて交渉をせられたのか、せられない
のか。この点を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○加川公進人 お答えいたします。今
度の全官公議の方で新しく算出した
しました新賃金ベースの中には、税負
担を含んでおりません。手取りだけの
賃金ベースであります。また政府の言
つておりますような物價改訂七割も含
んでおりません。このようにして算出
し、それによつて現行の物價及び税
額、その他のいわゆる財政負担、そう
いうような状況を考へまして、結局勤
勞力の再生産に必要な経費、いわゆる
最低賃金的な賃金として新賃金のベ
ースを出してゐるわけであります。

○宮澤委員 そうすると、公課負担が
一三%も生計費があるいは飲食物費の
中にはいつてゐるという御意見です
が、そういう重要な要素のものは、こ
の賃金の基礎をきめるのに除外されて
ゐるという問題は、全面的にこの税法
に對する御反対だといふ公議から、委
員会としてなか／＼処置に困るわけ
ですが、わかりやすく申しますと、そ
の点をどういふふうに調整したらよい
のですか、御意見を伺ひたいと思ひま
す。

○加川公進人 申し上げます。結局こ
ういふような大衆課税的な税制を立て
ざるを得なくなつたその根本をなして
ゐるところの現在の財政、予算案その
ものに對して考慮すべき点があるので
はないかという見解をもつておりま
す。

○宮澤委員 もう一点伺ひますが、名
目的な勤労階級の納める税が、政府の
声明と違つてかえつて多くなる。これ
は事実です。これは先ほど申されまし
たその通りだと思ひますが、税の全体
から考へますと、改正しない税法で
放つておきますと、所得は今年に二千
十九億になるわけですが、それを二千
八十三億と減つてゐる。ですからその
うち自然増が七百三十億くらい軽減し
てゐる。物價と賃金の關係を考慮いた
しますと、そういうことになつてい
る。それを勤勞所得で軽減してある
のが四百億、その他で三百三十億、こ
うなつておりました、なるほど名目的
に拂ふ税は多くなつておりますけれど
も、負担軽減の点においては勤勞者に
厚いのであります。これは御主張のよ
うな点を強調いたしますと、勤勞階級
と他の階級との階級的なみぞをつくる
ことになる。それらについてのお考へ
はどんなものでございませうか。

○加川公進人 ただいま現行税法でい
くのと、改正案でいくのでは四百億の
軽減になるというお説でありました
が、その課税見込所得の推計において
すでに誤つてゐるのではないかといふ
ふうに考へておるのであります。すな
わち勤勞所得の方はそのままといたし
まして、申告納税分にあたる営業所
得、農業所得、事業所得、そういうた
計算において相當な誤りをなしておる
のではないかと考へております。その
結果、脱税の途が少い源泉徴税におい
ては四一%の増加があるのに、事業
所得においては二%しか増加していな
い。さらに現今のようなやみ経済とい
うような実態を考へた場合において
は、事業所得においては課税見込所得

が非常に軽く見込まれてゐるのじやな
いかというふうに考へられるので、い
はゆる勤勞所得の軽減よりも、事業
所得における軽減が多い、そういうふ
うに考へます。

○早稻田委員長 午後の時間の關係も
ありますので、午前中にもう一方お願
いしたいと思ひます。日本税務協會長
栗原修君にお願いいたします。

○栗原公進人 與えられた問題につ
きまして簡単に意見を申し述べたいと存
じます。まず第一の所得税の控除の問
題であります。このたびの所得税の
改正は、基礎控除の引上げ、扶養控除
の引上げ、それから税率の引下げ、こ
れがおもなる問題だと思ひます。あり
ます。そこでこの控除の点を見ますと、
大体現行法の三倍程度の控除率の引上
げになつておるのであります。現行法
で申しますと、基礎控除は四千八百円
ですが、これが一万五千円、三倍であ
ります。なおこのほかに基礎控除の緩
和規定をいたしまして、同居親族の中
に事業所得と給與所得または退職所得
があります場合には、おの／＼から基
礎控除をする、これがいつてまいり
ました。それから扶養控除におきまし
ては、現行は税金はおきまして四百八
十円ありますが、これが千八百円、
三倍七割であります。勤勞控除につき
ましては、控除率は二五%という措置
であります。ただその適用範圍が、従
來五万円でありましたものが十五万円
まで、つまり最高一万二千五百円であ
りましたものが三万七千五百円、これ
がちょうど三倍になつてゐるわけであ
ります。こういうことがはたして適當で
あるかといふことが問題であるのであ
ります。この基礎控除のやり方とい

うものは、沿革的に見ますと、實際財
政の事情あるいは社會情勢といふもの
によりまして、非常に妥協的にできて
おるうちに私は思ふのであります。理
論的に基礎控除といふものはこうなけ
ればならぬといふような事柄、あるい
はそういう目的に向つて進んでゐると
いうことが非常に乏しいと私は思ひま
す。基礎控除は一應は最低生活費の控
除である。あるいは扶養控除は被扶養
者の生活費の一部を控除するのであ
る。また勤勞所得になりますと、勤勞
所得税といふものは非常に惡税である
から、勤勞所得に對して課税すべからず
といふような議論もありまして、これ
も、これらもまた勤勞所得といふもの
の負担軽減の手段として用いられて
ゐるにすぎないのではないかと思ひま
す。あります。こういう問題につきまし
ては、基本的な考へて、合理的にそれを
基礎づけていくといふことが、これか
らいくべき途ではないかと思ひます。こ
れをさういふにいたしますと、この
改正案に出ておる／＼の控除
といふものは、満足すべき状態ではな
い、かように私は考へるのであります。
しかしながらこの問題は非常にむづ
かしいのであります。ただいま申
しましたように、財政需要の關係もこ
ざいますし、また社會的情勢と申し
ますか、一般的の感覺に基いて判断せ
らるべき部分が相當多いのであります
て、基礎控除ばかりで解決し得る問
題、あるいは基礎控除だけでもつて解
決することが適切であるかどうかとい
うことはよほど問題であると思ひま
す。しかし今回の税法の改正におきま
して、また將來におきましてさういふ
方向に進んでいかなければならぬ、そ

うものは、沿革的に見ますと、實際財
政の事情あるいは社會情勢といふもの
によりまして、非常に妥協的にできて
おるうちに私は思ふのであります。理
論的に基礎控除といふものはこうなけ
ればならぬといふような事柄、あるい
はそういう目的に向つて進んでゐると
いうことが非常に乏しいと私は思ひま
す。基礎控除は一應は最低生活費の控
除である。あるいは扶養控除は被扶養
者の生活費の一部を控除するのであ
る。また勤勞所得になりますと、勤勞
所得税といふものは非常に惡税である
から、勤勞所得に對して課税すべからず
といふような議論もありまして、これ
も、これらもまた勤勞所得といふもの
の負担軽減の手段として用いられて
ゐるにすぎないのではないかと思ひま
す。あります。こういう問題につきまし
ては、基本的な考へて、合理的にそれを
基礎づけていくといふことが、これか
らいくべき途ではないかと思ひます。こ
れをさういふにいたしますと、この
改正案に出ておる／＼の控除
といふものは、満足すべき状態ではな
い、かように私は考へるのであります。
しかしながらこの問題は非常にむづ
かしいのであります。ただいま申
しましたように、財政需要の關係もこ
ざいますし、また社會的情勢と申し
ますか、一般的の感覺に基いて判断せ
らるべき部分が相當多いのであります
て、基礎控除ばかりで解決し得る問
題、あるいは基礎控除だけでもつて解
決することが適切であるかどうかとい
うことはよほど問題であると思ひま
す。しかし今回の税法の改正におきま
して、また將來におきましてさういふ
方向に進んでいかなければならぬ、そ

ういう目的を実現するような方向に進んでいかなければならぬと存するのであります。基本的なかつ合理的な根拠を與えなければいかぬ、かように存じております。現行法の控除率といふものは、従つて一定の目標に向つて進むという努力が盡されておられません、一般的に負担を軽減する方式として採用されておる、これが実情であります。これは各國の立法例におきまして、最も最低生活費で押えておるといふことは進んでおらないように私は考えるのであります。勤労所得はこの控除の中でいささか趣きを異にいたしますので、もう少し申し上げてみたいと存じます。御承知のように、たゞいまの改正前の税法、これは分類所得税がありまして、この分類所得税をかけるときに資産所得、事業所得、勤労所得というように大體三つの區別をいたしまして、この所得の種類の間には控除力の強弱がある。控除力において差等があるといふふうに考えました。従つてこの控除率あるいは免稅点といふものも、この三つの間には差等を設けておつたのであります。税率につきましても差等を設けておつたのであります。その差等を申し上げますと、資産所得すなわち不動産所得、甲種配当利子所得であります。これは免稅点がないのであります。それから事業所得は勤労と資産との合同所得と称されておるのであります。甲種及び乙種事業所得におきまして、控除率は千二百円、それから純然たる勤労所得である甲種勤労所得の控除額は二千四百円、

こういふことになつておりました。この差等は勤労所得を標準としますと、不動産所得の八倍になつております。事業所得の二倍、こういふ間差はたしていか悪いかといふことは、よほど研究を要する問題でありまして、どうしてもこれは科学的な研究に立脚しなければならぬと存じます。今日、は勤労所得だけが残つておるのであります。この分類所得税におきましては、お税率に差等を設けております。すなわち不動産所得及び配当利子所得におきましては百分の三十といふ一番高いものをつけまして、その中間である事業所得について百分の二十五、勤労所得につきましては百分の二十、つまり百分の五ずつの間差をつけておるのであります。現行法は御承知のように分類所得税を廃しまして、綜合所得税一本になりましたために、これらの差等を廃したのであります。勤労所得税だけを残しておつたのであります。それは初め百分の二十でありましたが、百分の二十五になつた。今度の改正税法におきましては百分の二十五といふものが据置きであるといふことになつておるのであります。勤労所得税の百分の二十五が適切であるかどうかといふことにつきましては、相當いろいろの研究がされておるようでありまして、たとえて申しますと、労働力を資本化するといふような考え方、利子から換算して勤労の價值を見出して比較していくといふたようなやり方を考へるものもあるものであります。これはなか／＼むづかしい問題で、結局財政需要と社会上の感じと申しますか、感得、感得のためのきめられておるようであります。これはぜひ検討を加へても

う少し根拠のあるものにしていかねばならぬ。しかしてその根拠を十分に見出したならば、その方向に向つて徹底的に考へていかなければならぬと存するのであります。今日の改正案につきまして、たゞいま申しましたように、現行法の三倍程度という引上げをやつておるのであります。これがよいか悪いかといふことは、要するに現行法のさういふきめ方がいかに悪いかといふことから出発しなければならぬのであります。これは物價指數、生活費指數などから見ますと、少くとも昭和二十三年度の實質所得におきまして、大體現行法と大差ないものに落着くのではないかと申すのであります。かりに昭和二十二年の四月と昭和二十三年の四月を比較して見るのであります。これは實際はもう少し廣い幅のところで見なければいかぬと思ひますが、二十三年度の指數を推定するといふことは非常に困難でありますから、一應四月といふ、非常に不完全でありますけれども、とつたところで比較をいたしてみますと、消費者の物價指數におきまして約二・三倍の上昇率を示しております。また東京の實際物價指數を見ますと、これはやや下りまして一・七倍といふところでありまして、それからいわゆる理論生活費といふものが計算されておるのであります。この理論生活費といふ計算によりまして三・四倍、まず平均におきまして二倍ないし三倍の上昇があると認められるのであります。従いましてこの改正案によりまして三倍の引上げといふものは、實質的に見て現行の控除率と大體相當であるといふことであるかと思ひ、

であります。でありますから、それ自体を見て現行法の基礎控除が一應是認されるものといはしますならば、改正法によりましてものは大體その辺に落着くと考へます。ただ今後の税法の改正には、非常に大體の税率の引下げが行われておるのであります。つまり勤労所得者に対する扶養家族をもつた勤労所得者に対しては、實際負担額は可なり軽減されておるのであります。これは具体的に申すと非常にくどくどしくなりますが、この三つの控除額をもつて勤労所得についてみますと、月収四千五百円といふところまでが、大體税がないといふことになりまして、現行は千三百円までが無税でありましたが、それに比べますと三・七倍といふところまでは税がなくなつた。月収五千円のところをとつてみますと、これが百円あたり一円八十二銭でありまして、現行の二十四二銭に比べますと、九割に當る。一万円のところをとりまして、現行負担の三割二分程度に減るのであります。でありますから基礎控除と税率の引下げといふことを合せ考えますと、相當軽減になつておるのであります。要するにこの問題は基本的なかつ合理的に検討する必要があると考へる、さういふ考へをもつては不十分である。しかしながら現行法を一應生かして考へるというところであれば、改正税法といふものは大體この辺で妥當ではないか、かような結論を得ておるわけでありまして、

私にこれだけの問題は済みませんが、およつとついでをもちまして所得税の軽減といふことについて申し上げてみたいと思ひます。アメリカでも税を軽減するといふ問題につきましては、相當大きな問題としていろいろ経緯をたどつて落着いたやうであります。わが國におきまして減税をするといふことは、非常に大きな問題であると思ひます。しかしこれは何ともしても所得税の行詰りといふところからくるのであります。税負担といふものが國民所得に対して、割合が英米その他に比較して非常に安いといふことは、統計上は出ておりますけれども、しかしながら所得税が非常に重くて、これは行詰つて、そのために軽減をしたといふことが税は實體ではないかと思ひます。ところでこの地方税の問題というのは、最近におきましては非常に大きな問題になつてまいりました。これは地方の自治体の自治制を尊重する、そのために獨立の財源をもたなければならぬといふことからいたしまして、非常に地方税が重大になつてまいりました。今度の地方財政の改正の方向を新聞などで拝見いたしておるのであります。が、この改正等によりましては、まだ中央地方を通ずる税制の整備は、私には不十分ではないかと思ひます。す。のみならずせつかくできた所得税の軽減といふやうな大きな問題を解決しても、地方税におきましてこれを撓乱されるというやうなことがありまして、問題であると思ひます。この点につきまして中央、地方を通ずる租税の徴税をはかるなどの、何らかの法制上の措置をとる、といふことが、一つの問題ではないかと思ひます。ありまして、附け加えて申し上げておきたいと思ひます。それから取引高税の問題でありま

す。これも先ほど来からたび／＼皆様に御意見が出ておりますが、私の意見もあまり変わったところはないのであります。ごく簡単に申し上げますけれども、大体一般取引税というものは各國の租税制度の沿革から見ますと、すでに御承知のように、大体において財政救済のために創設されたのではないかと申すのであります。第一次世界大戦の財政需要の大きくなつたときに、歐洲各國で創設されたのであります。この財政救済というものは本税創設の理由でもあり、大体それがこの税の價値でもあつた、こういうふうに考えられるのであります。でありますから、今日取引高税の是非を論ずるといふ場合にも、その國の財政状況と租税全般との関連において考えるほかはないのじやないかと私は思ふのであります。この窮迫した國家財政におきましても、新税を創設することになりますと、それは財政需要を確保するといふことが最も主眼点でありまして、しかも財政收支の均衡を得せしむるということ、これは財政の大前提になつておるのであります。そうしますと落着くところは、現行の租税でこれ以上の増税はできるか。これ以上というのには非常に大幅の増税ができるか。第二は歳出の節約ができるかといふことの、非常に狭い範圍に議論が迫られてくるわけでありまして、現行の税制による大幅の歳入を得るということが困難であることは申すまでもないことでありまして、わが國の租税収入は御承知のように、所得税と酒、タバコ、この三つが主なものでありまして、所得税はたいしま申しますごとく、行詰つて減税をしなればならぬといふ反對の方向をと

る。酒とタバコは今度も上りますが、あれも大体行詰りであると思ふのであります。そうしますと、ただ國民所得は名目的に増大していく。それによつて名目的の増収が得られるというだけでありまして、非常に大きな収入を期待することができないと私は思ひます。そうしますと、財政を節減できるか、歳出の節減ができるか、これは私は問題になると実は考へております。國家の財政が國民經濟の上に立つてゐる以上は、財政の規模が國民經濟の上に適應しなければならぬといふことは申すまでもないことでありまして、なかつて國民の租税の負担が、今日限界に到達してゐるといふやうな現状におきましては、どうしても國家財政を國民經濟のわくの中に圧縮するといふことを考へていかなければならぬのではないかと申すのであります。これもまことに當然のことでありまして、敗戦國民としては重税に甘んずるといふことはやむを得ないけれども、しかしながらやはりこれもおのずから限度がある。この限度を越えていくことは私はできないと思ふのであります。そして今年度の財政のことを考へてみますと、租税収入はたいしま申しましたように、控除額の引上げ、税率の大幅の引下げによつて大体七百億くらいは減収がある、ということになつてゐるのであります。しかしやはりこの所得税の収入見込みが八割八分の増税になつてゐるが、これはもちろん物價騰貴あるいは給料の増加によつて生ずる増加でありますけれども、しかし相當の私は増収見込であると考えるのであります。専賣金を含んだ収入におきましては、九割一分の増収にな

つてゐるのであります。國民所得は六割二分の増加といふこと、これは政府の國民所得の計算によるといふやうことになりまして、でありますから當然に國稅負担額の國民所得に対する割合といふものは上昇してゐるのであります。昨年の一六・一％といふものが一八・九％になり、地方税といふものが飛躍的に増加いたしました。これが一・六四倍といふ増加を示しておるのであります。この國稅地方税を通じて、國民所得に対する比率は昨年は一八・二％、今年は二二・二％、こういうふうに加増してまいつておるのであります。ただ予算總額を國民所得にみましますと、前年は一八％、今年は二二％で、いくらか上つておりますけれども、そういひの上り方であるといふことも考へられない節もあるのではありません。要するに國民所得の増加による自然増収よりも國民負担が重くなつておるのではないかと私は思ふのであります。そして重くなつた部分といふものはどこへ移動していくかと申しますと、直接税から間接税の方に移動していき。つまり昨年度は直接税が四八・九であり、間接税が四六・七であつたのが、本年度におきましては直接税が四〇・一％で、間接税が四七・一％、つまり減税もし相當の処置も講じておるにかかわらず、國民所得といふものに対する税の負担の割合といふものが増加していき。それが間接税の方に移行していくといふことが出ておるのであります。かように考えますと、やはり歳出を減してもいいと私は思ふのであります。この問題は財政救済税であるといふ先ほど申しましたが、どうしても歳出は節約できない、こういう議論を一

應は認しなればこの問題は始まらないわけでありまして、歳出増加に伴ひまして歳入補填をするといふ意味におきまして新税を創設することが必要であるとして、どういふ新税を創設するかと價値があるか、こう申しますと、今日の財政の状態で申しますと、まず第一に非常に巨額な歳入をあげることが必要である。第二が安定性をもちた税でなければいかぬ。かつそれが物價に比例して弾力性がなければならぬ。それから第三は納税の手續並びに経費が少くなければならぬ。こういう條件がなければならぬと思ふのであります。でありますから理論上はいい税であるといつても、税収入が少いといふこととあれば、この際としては價値が少いと思ふ。また一時限りの税収といふこともこの際としては好ましくない。かかる安定性があつて、同時に物價の變動に適應したところの弾力性があるといふことが必要であると思ふのであります。こういうふうに加へてみますと、やはり取引高税のやうなものがこの資格條件を備えておる。こういう理論に結局迫られるといふたことではないかと思ふのであります。

取引高税は申し上げるまでもなく、いろいろ欠点があるのであります。が、そのうち一番大きいのは大衆課税になるという点であります。これは中小商工業者を圧迫すると同時に、消費者に轉嫁の關係がなかく困難になり、また微妙な点がありまして、大衆の負担になるか、中小商工業者を圧迫するかといふ非常にデリケートな問題が現われてくると思ひます。もう一つどうかと思はれる点は、所得税の代り財源だといふ考えからいたしますと、所得税の軽減による利益を受けなかつた者に対して取引高税の負担を課するといふ事態が生じてまいりまして、下級の勤勞所得者等に対しては、そういう点がよくない結果を來すのではなからうかと思ひます。それから取引の各段階に課税するといふことは、結局高率課税になるといふことも考へられるのであります。それから非常に大きな問題と思ひますのは、流通過程の円滑を欠くこととあります。また脱税を誘發して正業者が圧迫されるといふこともあらうかと思ひます。それからそういう欠点をやめる手段として、各段階に課税することをやめたらどうか。あるいはアメリカなどにありますやうに小賣税にしたらどうか。フランスのやうにこれを生産税にしたらどうか。いろいろ考へ方はあるわけでありまして、そうしますと税収入は減りますが、このむづかしい税を起す價値といふものが非常に乏しくなる結果になるのではないかと申すのであります。かように考えますと、現下の財政状況といふものが歳出が節減でき、それによつて收支の均衡が得られるといふこととでありますならば、これは創設しないが、一番いいと私は思ふ。しかしそれができない。これが問題のわかれ目で、しかも政治的の意味が非常に多いのだらうと私は思ふのであります。が、万やむを得ず新税を起すといふこととあれば、これは新税を起すだけの價値がなければならぬのでありますから、そういう價値をもつた税金は取引高税のやうなものよりほかはないのではないかと、かように迫られたやうなものはなほ満足な結論になると私は思ふのであります。

最後に、この税を執行する場合におきましては、この課税の品目においても、できるならばなるべく生活必需品には課税しないようにしたいという点、それから将来税率を引上げないという何か特殊の考慮をめぐらせないかという点であります。特別措置の税にいたしまして、一旦実施されますとなかなかやめられないばかりでなく、むしろ手輕に増加されるということが非常に多いのであります。この取引高税にしまして、百分の一の輕い税率である。輕い税率であるからまず皆さんのしどころではないかという議論が、かなり強い意味において了解されているのではないかと私は思うのであります。しかしこれが財政上の必要から、百分の二になり百分の三になるという危険性が非常に多いのであります。タバコとか酒で実例をすぐ了解できることと存するのですが、こういうことについてもできるならば何らかの特別の考慮をする方法を考へてしからべきであると考えるのであります。各國のそういう制度を見まして、非常税として第一次の世界大戦後に生れた賣上税なり、あるいは小賣税なり、生産税なりというものがやはりずっと続けられてきております。非常に悪い税率であると言いつながら、租税歳入の面から非常に重要な地位を占めておるのであります。アメリカでも徵税額に對して一割以上の税が集まる。ドイツ、フランスにおきましても二割ないし三割五分程度の税収が上つておるといふことでありまして、今日では抜き差しならぬ税になつておるのであります。これは今日約束すると言つたところではない仕事でありますけれども、

も、何らかそういう考へのもとに措置を講ずる必要があるのではないかと思ふのであります。それから税の運用の問題になるのであります。今年度におきまして國會においても、税の徵收ということについて非常に御関心をたれておりました。租税完納に對しましては、非常な力を入れておられたのであります。この税の危険なることは、やはり運用ということにあると思うのであります。この実施に對する用意というものが十分になつてはならぬと思ふのであります。これは少しくがちすぎたことを申し上げるようでありますが、こういう印紙による納税というものは、必ず所得税、營業税というものの課税に響いてくるのであります。これは悪い方に向いますと、脱税を許す。いい方に向いますと、一つの補完的作用をする。財産税が所得税を補完する。あるいは所得税で捕捉できない所得を財産税によつて発見し得るということが言われますが、やはりこれもいい方に向えばそういう作用をするわけでありまして、この運用におきましては十分な用意が要ると同時に、今日納税思想の隆盛ということが言われておりますが、そういうことにならないような格段の用意が必要であると考えるのであります。大体以上をもちまして私の話を終りたいと思ひます。

○早稲田委員長 ただいまの栗原さんの御意見に御質疑がある方はどうぞ。○川合委員 栗原さんの専門的立場からいろいろなお話を伺つて非常に参考になりましたが、あなたの説を結論的に申しますと、新税は悪税なりの原則に基いて、悪税ではあるけれども、今日の財政事情を救済する意味において、消極的にこれを認めなければならぬというような結論のようにわれわれは受取つたわけなのですが、われわれもそういうような考へをもつのであります。そこでわれわれとしては歳出の面における削減ということと別箇の問題にして、歳出が與えられたものという仮定のもとに、この取引高税に代るべきものがあるならば、あなたはこの取引高税というものは否認なさるといふようなお心持になりますかどうか、伺いたいと思ひます。

○栗原公進人 ただいま取引高税がどういう理由とどういう價値をもつて現われてくるかということをお申したのであります。もしもこういう理由をほかの税でも十分充足し得ることができますれば、これを置かない方がいいと考えております。

○川合委員 それで、われわれとして、増加財産税という新しい税源を見付けて、取引高税というものを否認したいと考へるのですが、あなたは専門的な立場において二者択一という場合には、いずれをおとりになられますか。

○栗原公進人 増加財産税の内容を伺わないとちよつと申し上げかねるのであります。私も、私どもはやみを得る捕捉する一つの手段として、増加財産税をかけることはどうであらうかと考へたのであります。それは大体財産税を課した基準の日を押えて、その後において増加した所得、財産に對して財産税をかける。これは相當財政的に價値があると思ひます。しかしこれは一回限りになるということはあるのであつて、經常的にそういう財政収入をあげ

ることはできない。しかも調査期限とその増加した財産の見方によつて、經常的に續いても、あとは大した大きなものになつていかないじゃないか。かように考へるのであります。それでやみ所得の捕捉方法としては意味があつたかと思ふのであります。今お説にありました財産増加税の内容が、はたして私の考へている内容と同じかどうかわかりませんが、さうに考へております。

○川合委員 われわれもただいまおつしやつたと同じような意味の増加財産税なのであります。要するに毎年限を限つて、その間にやみ所得が轉嫁して財産になつたものに課税しようといふように、われわれは増加財産税を定義しているわけでありまして、その場合に仰せの通りに、これは恒久性をもたなくて一回限りのわけでありまして、現在の日本の財政をどうするか。つまり中間安定期にもつていくようにして、この財政を切り抜けていくという考へ方をこの際やつて、一應一挙にある程度のデフレにもつていくという前提に立つてゐるわけでありまして、

○栗原公進人 お説のようでありますならば、一回限りに大きな税収をあげる税をもつということは、私は價値があると思ふのであります。それで中間安定もしくはデフレの状態になりました。將來の國家歳出が相當規制されていくということであれば、大きな税収を期待しなくても済む。こういう状態を予想して考へるならば、一回限りでも差支えないのではないかと、議論は十分成り立つと私は考へます。

○佐藤（國）委員 取引高税と今まで行つた物品税について、一般的に何かダブツた感じがするのですが、そういう点についてどうにお考へになつておるか、御説明願ひたい。

○栗原公進人 お答えいたします。この点は特別の品目に限りまして、その賣上税を課するというような場合には、それは非常に明瞭になつてくるんじゃないかと思ふのであります。今度のように主食以外の全体の物品販賣はむしろあります。その他サービスとかいろいろものを全体含んだものであります。二重に課税をするという觀念の、よほど薄らいだものができてくるんじゃないかと思ふのであります。二重に課税される分もむしろあると思ひますが、しかし特殊な品目を限つて賣上税を課するというよりは、よほど薄らいだ別の作用が出てくるのではないかと、かように考へております。

○早稲田委員長 ありがとうございます。それでは午後一時四十分まで休憩いたしまして再開いたしたいと存じます。

午後二時三十分開議

○早稲田委員長 休憩前に引續いて公聴会を開きます。全國財務職員労働組合副委員長の徳島米三郎君にお願いいたします。

○徳島公進人 ただいま御紹介にあずかりました徳島でございます。われわれの組合におきましては、財政の民主化ということを唱へて運動方針の一つとして大きく取上げてゐるのであります。従ひまして本日の問題に對する意見も、そういうふうな立場において申

し上げたいと思つてあります。

昨日の新聞によりますと、十四日の新聞記者会見において、H・H・Qの天然資源局長のデヴィスさんは、次のような意見を發表せられておられるのであります。第一に最も遺憾なのは、大蔵省が、農民に勝手に課税し、その権限を秘密の方法で行使して、これらの処置を牽制し得るのは國會である。第二に農民への課税は過重だと思つて、農地を輸入しても、税の負担にたえ切れず賣戻す危険性がある、こういうふうな御意見であります。われわれは税金を徴収する者の立場として親しく納税者に接しておる点から、この点についてひとつ意見を申し上げたいのであります。なぜ農民に対してこれだけの、こういうふうな指摘されなければならぬほど重い負担がかかるのか。もちろん國民全体に対する負担は、敗戦國の悲しさとして異常な終戦処理費その他の経費によつて過重の負担を受けるというところは当然であります。が、とりわけわれわれが考へるのに、勤労者並びに農民、あるいは中小商工業者に対する負担は非常に過重であると思つてあります。その第一の理由といひましたのは、所得税法そのものに非常に難点があるということであり、それは現在の所得税というものが、名前は所得税でありながら、その實質においては大家負担に基礎を置いておる。つまり税法の面で見ますならば、基礎控除の制度が非常にあいまいである。先ほど栗原さんの御意見で、現在の税法における基礎控除その他の制度は非常に妥協的にできておるといふ御意見を述べられましたが、大体主税局長その他の関係者の

意見を聴きますと、この基礎控除の制度といふものは、われわれの考へるところでは、大體最低生活費を免除する大きな役目をもつておる、こういうふうな考へておられるのであります。日本の大蔵官僚はそういうふうな考へず、この基礎控除の主たる目的は、所得税そのものに累進性をもたす一つの役目があるのだ、最低生活費の免税といふふうな趣旨は一つの附けたりとしてある程度加味してゐるのだといふ御意見が雑誌あたりに發表されておりました。しかし所得税制度を考へるならば、これは非常に大きな誤りでありまして、あくまでもこの所得税法においては、最低生活費の免税といふことが一つの大きな目標として、その実現に努力されなければならぬのであります。従つてこういう所得税法の欠陥による農民所得の過重負担、これは勤労者にとつても同様であります。

次に問題になるのは、税務行政の官僚化といふ点であります。この点は先ほどの公述人の稲川さんが、中小商工業者の立場において發言されましたが、今年度の所得税におきましては、大蔵省は大體徴収目標額といふものをきめまして、それを各財務局に指示し、そして各財務局はさらに管轄下の税務署に対して、その目標額を指示しておるやうな状況であります。農業所得の場合におきましては、各財務局ごとに耕作種類別に反当りの所得といふものを大體定めまして、それに基いて、ほとんど一律に課税するやうな方式をとつております。これは稲川さんが申されましたように、割当といふものがあつて、そしてほとんど個人所得税の大部分は割当によつてやつてい

つておられるという御意見であります。が、實情は大體そのやうでありまして、農業所得におきましては、それが殊にひどく、農業所得のうちで非常に特徴のあるのは、農業所得におきましては、経営規模によつて収益率が非常に違ふといふことであります。つまり一町二、三反以上の耕作規模においては、比較的収益率がよくなるのであります。が、それ以下の小農のものにつきましては、収益率は悪いのであります。また現在の供出制度によりまして、小さな規模の農民の収益といふものは非常に悪いのであります。ところが現在の課税の状況におきましては、そういうふうな所得の差について、実情に副つた措置をとるだけの方法を講じておりません。もちろんこれはそういう方法を講じた方がよいといふことは、これは税務官吏だれしも考へることであり、ところが財務局の方針が、そういうふうな大體の目標額をきめ、それにあてはめて課税する。しかもその調査の時期、あるいは更正決定をやる時期といふものが、非常に短期間でありまして、そういうふうな実情に副つたところの合理的な処置を講ずるだけの時日、人員といふものがありません。従つて悪いと知りながら、税務官吏といふものは、こういう矛盾した不合理な方法によつて課税しておるのが実情であります。従つてこの面から、殊に経営規模の小さな農民に対する所得税の課税といふものは、非常に過重負担になるということが起つてくるのであります。これに関連して申し上げたいことは、今度の税制改正に附随いたしまして、從來からあつた間接國稅犯則者処分方法を改正して、國稅

犯則取締法といふものを設け、そしてその中において税に対する反対運動を彈圧するやうな、もしそういう運動をした者があれば、これに対して三年以下の懲役に処するといふやうな規定を新たに挿入して、この國稅犯則取締法といふものを現在國會に提出しておるのであります。しかし今言つたやうに、所得税法そのものに大きな欠陥があり、また税務行政そのものにも大きな欠陥がある。そういうふうな欠陥を放任しておいて、ただ押えつける方だけには遠慮なしに押えつけていく。こういうふうな政府のやり方に対しては、われわれ直接に税に拂はる者として、非常に遺憾に堪へないのであります。あの切捨て御免の封建制度のもとにおきまして、苛罰請求がはなはだしくなれば、必ず百姓は一揆を起して、これに対して反抗したのであります。ましてや現在は民主主義の時代であり、政治のやり方が非常な不合理な場合において、人民がこれに対して反抗するのはこれは当然であります。従つてこれについてはあくまでも民衆に納得せしめるやうな方法を講じてこそ、この民衆の反抗といふものは押えつけられるのであります。これをただ單に法規の上だけで彈圧しようといふことは、問題をますますこじらかすものではなからうと考へるのであります。それで問題は、そういう所得税法の欠陥を直すといふことになれば、当然この基礎控除の制度といふものをも少し上げなければならぬ。こういうことになつてくるのであります。この点につきましてはさらに後ほど触れたいのであります。それは一番の問題は、基礎控除を引上げるといふこ

とは、これはだれしも異議はないことと存じますが、ただそれによつて起る歳入減をどうするかといふやうな問題について、皆さんの御意見がきまらなないのでないかと、いふやうに考へます。この点についての私の見解を申し上げます。午前中のこの公聴会におきまして井藤先生は、各國の國民所得と比較して日本のこの租税負担といふものが、必ずしも重くはないといふことを申されたのであります。そしてその例として、英國は國稅においては國民所得に対して三七・三%、米國が國稅に対して二〇・九%負担している。しかるに日本は國稅においてはわずかに一七%しか負担していない。だから日本にはまだ租税の負担能力はもう少し高くてもいいやないかといふやうな御意見でありました。いろいろそれについての疑問の点を申し述べられました。が、結論としてはそういうふうに各國の國民所得に比べて、日本はまだ租税負担においては若干低い。しかし私はこの問題をつかまえて、日本の租税制度の運営がうまくいっていないといふことが、十分言えるのではないかと、思ふのであります。この國稅の負担は一七%であり、これを直接税と間接税にわけますと、井藤先生も言われましたように、二十二年度においては大體間接税と直接税の比率は半々であります。従つてこれは直接税に対して大體八・五%、直接税として國民は負担している。これは國民全体を平均した場合は八・五%負担している。それに対して一休勤労者とか農民といふものはど

れだけ負担しているかということが、重要になつてくるわけであり、農民の場合で申し上げますと、農地委員会の全協協議会に「農業改革」という機関紙が最近発行されましたが、それによりまして、農業所得の一つの例として、とういうのが載つておりました。栃木縣のある農家で経営規模が六反五畝、畑作の土地であります。これに對して税金が一萬五千四百四十円かかつてまいりました。大体あの方面において反當り五千円の所得というふうなことが認められてゐるやうであります。そうすると反當りの所得に對して税金が実に五割もかかつてゐるということ、説明に載せられておりました。もちろんこの五割という数字には、所得の査定において大きな開きがあるものであります。かりに所得を農家の申告のままに課税するといつたとしても、ある農家が五萬円の所得を上げた。これは普通の農家であれば、五萬円というものは決して多い数字ではないのであります。五萬円の所得を上げた場合に、そうしてかりに扶養家族が三人いるとした場合の計算を立ててみますと、二十二年度においては大体一萬三千五百四十円の税金がかつたのであります。一萬三千五百四十円と申しますと、所得に對して二六・三％でありまゝ。また勤勞者の場合の計算をやつてみますと、昨年の七月、これはちやうど物價改訂、同時に賃金ベースが千六百円から千八百円にはね上りました。そうしてそれと同時に勤勞所得税に對するある程度の軽減措置が講じられたのであります。そうしてその軽減せられた所得税法によつて計算してみますと、昨年七月の勤勞収入は、ニコノミ

ストに載つておつた統計によりまして、平均して四千二百六十四という数字が出ております。これは勤勞収入だけでありまして、これに對する税金をはじき出してみますと、扶養家族三人の場合におきましても、税金が六百七十円かかります。これは所得に對する割合としては一五・九％に相當するわけでありまして、つまり現在の國民の中で、最も租税力の少いと思われる勤勞者、あるいは小農民が、実に勤勞者の場合では一五・九％の租税負担をしてゐる。農民の場合においては、今言つた例では二六・三％の租税負担をしてゐる。ところが全國平均においてはわずかに八・五％しか負担してゐない。こういう矛盾がこの数字を分析することによつてわかるのであります。つまり最も租税力の少い者が平均の二倍も三倍も税金を負担してゐるということが言えるわけでありまして、これはどういふ原因に基くのか、結局一番租税能力のあるべきインフレ利得者が脱税をしてゐるということが、結果的に言えるのではないかと考へるのであります。昨年の國民所得は九千億とか一兆とか申されております。この國民所得にして主税局の方の課税標準は大体四千六百億、これを差引きますと、大ざつぱにいつて五千億の所得というものが、この課税所得と國民所得の間に大きな食い違ひとなつて現れております。結局この五千億という数字の大部分は、脱税者の所得がその中に含まれるのではないかと考へられるのであります。一方今比較いたしました米國の例はどうかと申しますと、米國におきましては國稅の負担額は大体國民所得に對して二〇・九％でありまして、しかし二十

二年度の予算によつて直接税と間接税の比率を拾ひ上げてみますと、直接税は大体七五％を占めております。従つてこの直接税の七五％の割合を國稅の負担額にかけ合せてみますと、直接税は國民所得に對して一五・六％、こういうものを米國の國民全体としては負担してゐるという計算になります。ところが米國の労働者はそれだけの税負担をしてゐるか、これを國稅の場合について計算してみますと、昨年末の工業平均賃金に對して税率を適用して計算してみますと、大体三・八％くらい、つまり國民全体の平均では一五・六％であるが、労働者の平均の租税負担はわずかに三・八％にしか過ぎない。これが米國の事例であります。つまり米國——あるいは英國でも同様であります。が、大体において租税負担というものは、租税力のある者からとつて、租税力の少い者には租税負担がきつめて少いということが言えるのであります。日本とはちやうど正反對であります。従つて日本の場合においては、もし租税力がありとすれば、どこにあるかということは、もう言わずして明らかであります。これはわれわれ勤勞者、あるいは農民、あるいは中小商工業者に對する課税ではなくして、結局このインフレ利得者をどうして捕提し、どうして徹底的に課税するかという点であります。

われわれが今回の税制改正案をながめて、まず所得税について大きな不満を感じるのは、所得税の累進制度がきつめて上の方にゆるいということでありまして、今度の改正案によりまして、大抵少額の所得者、たとえば月収二千円程度あるいは二千五百円程度の所得者において、大体軽減割合が所得に對して五％程度であります。ところが、これが事業所得者で五十万円以上の所得者になりますと、改正前の税法に比べて、軽減割合が、大体二五％以上になるのではありません。つまり勤勞者に對する軽減割合よりも、こうした大所得者に對する所得税の軽減というものが、非常に大きな割合を占めてゐるのであります。現在のやうなインフレ經濟のもとにおきましては、そうした大所得者というものは、必ずしも自分の生産に對する努力の報酬として得られた所得でなくして、むしろインフレ利得によつて、つまり勞せずしてもうかつたというのが多いのであります。また國民經濟全体の上から考へまして、こうしたインフレ利得というものは、かつては、徹底的に課税して、そうしてこういうインフレ利得者をなくするといふことが、國民經濟全体の上から言つてもいいことでありまして、こういうものに対して平時の所得税と同じやうな考へ方でもつて累進税率を考へてゐるという点に、われわれは大きな不満をもつております。

なおこれと関連して法人税の軽減の問題に關したいと思ふのであります。が、井藤先生が言われましたやうに、インフレによる課税の矛盾というものは、現在集約的に法人税に現れております。しかし私はさういふやうな立場からではなくて、この法人税といふものは、日本においては殊に個人營業との負担の權衡という点から、大きな関心を拂ふなければならぬと思ふのであります。さういふ意味において、今度の法人税の軽減による法人企業への負担と、個人營業の税負担というものを一應比較して、税金をはじき出してみました。例をいたしましては、百萬円の資本金の会社が一年間に百萬円の利益をあげた場合——現在においてはさういふ例が非常に多いのであります。が、さうした場合に、かりに百萬円利益をあげて十萬円重役報酬とする。そうすると、課税の基礎になるのは九萬万円でありまして、これにいろいろ法人税をかけた、残つたもので十萬円の配当をした場合、さう仮定をいたしまして、さうして勤勞所得、配當所得に對する税金あるいは法人税、營業税、これだけのものを加えて計算し、さうして片一方に個人營業で百萬円もうけた場合にどれだけかかるかという計算を立ててみました。そうすると、法人營業に比べて個人營業の方が十一萬円ほど税金の負担が多いという計算になりました。つまりさういふ点から見れば、今度の税制の改正案というものは、小所得者よりも大所得者に対して軽減が大きい。あるいは勤勞所得よりもむしろ事業所得に對する軽減割合の方が大きい。あるいは個人營業よりも法人企業に對する軽減割合の方がうんと大きい。また別の言葉で申しますならば、資本に對する課税を非常に優遇してゐるというやうな点が指摘できるのではないかとと思ひます。さういふ意味において、これは財政の民主化という点から申しますならば、今回の税制改正、主として直接税における税制改正については反対の意見をもちてゐるのであります。

次に第二の問題の取引高税であります。が、この問題についてはいろいろな公述人から反對理由、あるいは反對理由があつても現在の財政上やむを得ない

ところが私も税務署に何度も行つたのでありますが、あなたの方のお仲間の方が、まことにどうも冷淡なつれない、何と申しますか、これが私も國民のほんとうの仲間かと思われるような感じを與えられますが、そこあたりを少しお話願いたい。何だか大蔵官僚というのとはどこにあるかのように思われるのであります。

○徳島公述人 もちろん税務署の官吏はすべて大蔵省の官吏であります。われわれが先ほど申し上げたような意味の大蔵官僚というのは、これは上級の、大蔵省におつてゐる／＼な企画立案をしたり、われ／＼に指図をする者、これが一般の觀念から言う官僚というように、われ／＼は考へておつたのであります。もちろんわれ／＼と同じような税務官吏の中にも、非常に権力的な考へ方の人が多数あるということとは、これはわれ／＼も一緒に考へてよく承知しております。私はいつて二、三年経つて、ある講習会へ行つたときに、先生がこういうことを申しました。この税務官吏というものは、月給は安い、がいはれるからいいというふうな意見を聴かれました。大体月給は安い、上の人から非常に押えつけられる。税務署には傳統の美風というものがございまして、非常に従順な人が多かつたわけですから、従つてそういうふうな環境の中におりますと、どうしても上からの圧迫というものは、圧迫の移譲の論理というものを何かで読みましたが、上から圧迫されると、その鬱憤のはけ口はどこかに出て行くのではないか。これは非常に私とても悪いことだと思ひますが、そういうふうな環境が非常に多いということを一應申

上げたいのであります。もちろんわれわれとしては、労働組合として官廳の民主化ということをやかましく言ひ、われ／＼が窓口事務を親切にしなければならぬといふことを常にわれわれとしては考へてゐるのであります。先ほどの割当課税の問題にいたしましても、これはわれ／＼がいろいろ／＼つづこんでいくと、これは強制的なものではない、絶対的なものじやないといふようなことを申し上げておりましたが、先ほど商工協同組合の方が申されまして、これに、これをうまくやらぬと、署長の成績が悪くなるという懸念は大いにあるわけでありまして、上の方から一つの命令を受けて、それがうまくやれない場合に成績が悪くなるのは当然であります。今度の割当の場合におきまして、ある程度強制的な言辭といふものが各署長にあつたといふことを聞いております。というのは、もしこの目標が達成できない場合において、それに十分な理由がなければ、署長に対しては相當な責任をとつてもらわなければならぬといふことが言われまして、この点につきましては、署長がそういう命令を受け、その署長が税務署へ歸つてきて課長に言いつけ、課長が自分の責任上どうしても署員にそういう方針を傳へるということになりますと、署員としては——これはもちろんわれ／＼の力が強くて、そういう不當な命令についてだれも反対し得るだけの力があり、またそれを許すだけの國民的な環境がありましてならば、もちろんそういう点については反駁するのであります。何分われ／＼の力が今及ばずして、割当課税反対といふこ

とはわれ／＼としても大きな運動目標の中に掲げましたが、實際においては大体割当課税が実行されたようにわれわれとしては見ております。これは非常に遺憾であります。実情やむを得ずそういう結果になつております。この点に御了承願ひたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 徳島君にお尋ねいたしますが、勤労者の源泉課税の不当なる点についていろいろ説明されましたし、われ／＼も特に勤労者あるいは農民の税の重いといふこともよく理解できます。ただし、あなた方全財の人人々にお願ひしたいのは、それならばどういふ方法で適切な課税をするかといふ問題について何かいい示唆はないか。われ／＼はそういうことについて皆さんからいい知恵を拝借したいといふことが一点と、それからもう一つは、この取引高税につきまして、これが大衆課税であるといふことについて、われ／＼も決して否定いたしません。今日公述人のいふ／＼の方面から聴きまして、決していい税源のものだといふことは考へておりませんが、ただこれに代るような財源がどこに求められるかといふことになる

と、そこに問題がある。そういう問題についてあなた方實際の専門家の立場から——これは予算との関係もありまして、予算の方の検討もしなければなりません。かりに三百億から三百億の取引高税をとるとした場合に、何か代り財源がないかといふと、いつもやみ屋からとればいいといふことを、あなた方は言われるかどうか知りませんが、そういうことが常に言われるものであります。そういう点について、それならばやみ所得者からどうやつてと

るかといふことも、一應全財の方から何かいい示唆はないかといふことを聴きたいのであります。

○徳島公述人 やみ所得の完全捕捉という問題は、非常にむずかしい問題であります。あらゆる理論的な方法を考へても、はたしてこれが完全にやれるかどうかといふことは疑問であります。しかし現在の税務行政の実情というものは、ほとんどこれに対して無力に近いといふのが実情であります。税務行政上のい／＼の欠点はあります。つまり人員が非常に少い。しかもその人員が質において非常に劣つてい

るというところは、先ほど内藤さんの御質問がありましたが、現在税務官吏の質が低下してゐる。なぜ低下したかと言へば、最近では少しくなりましたが、去年までは官吏の中で一番水準が低かつた。これは從來十何年かの大蔵省の悪いやり方の一つの現われであります。そういうふうな非常に悪かつた、従つて今日のような生活困難な時代においては、税務署へ来るのは、ほとんどに税務官吏としてまじめにやろうという人も中にはありますが、親戚の税金をいくらかでも軽くしてやるためにいつてきたとしか思へないような人も中にはある。そういうふうな意味で非常に玉石混淆になつておつて、税務能率というものは非常に低下しておる。こういう実情であります。それから質をよくし、人員を多くするほか、いろいろ調査方法において欠点があります。資料の蒐集というものがきわめて不完全であります。物資の移動に対する資料の蒐集というものはほとんどないに等しい。その他銀行の調査も、事實上において現在何もやつて

おりません。そういう点においてこれに対する調査方法もきわめて不完全であります。それからもう一つの方法として、先ほど栗原さんに対するあなたの御質問で、財産増加所得税といふものを言われましたが、われ／＼もまたそれを主張してゐるわけですが、財産増加所得税によつて、これは財産に対する課税といふことよりも、むしろやみ所得に対する課税が非常に大きな役目をなすのではないかといふことを考へております。これについては技術的に非常な困難が予想されますが、これはたゞいまこゝういふ制度を設けることによつて、所得税の漏れた分をある程度捕捉できる手段が見つけ出せるのではないかといふふうに考へられるわけ

であります。こゝういふ／＼な調査方法、たとえば銀行預金の問題一つにいたしましても、非常に現在のやり方は不満であります。われ／＼としてはどれくらいやみ所得がつかまえられるかといふことは、どういふやり方を政府がとらうとするのであるか、これによつてどれくらいとれるかといふことがきまつてくると思ふのです。われわれとしては資料その他において非常に不備でありまして、正確にどれくらいとれるかといふことは申し上げられないのであります。しかし現在非常に税が多い。昨年末以来は、H・Qの方針によつて、い／＼脱税者の報告が出ております。それによつて見ましても、非常に脱税が多いといふことがわかります。資料の蒐集というものがきわめて不完全であります。物資の移動に対する資料の蒐集というものはほとんどないに等しい。その他銀行の調査も、事實上において現在何もやつて

おりません。そういう点においてこれに対する調査方法もきわめて不完全であります。それからもう一つの方法として、先ほど栗原さんに対するあなたの御質問で、財産増加所得税といふものを言われましたが、われ／＼もまたそれを主張してゐるわけですが、財産増加所得税によつて、これは財産に対する課税といふことよりも、むしろやみ所得に対する課税が非常に大きな役目をなすのではないかといふことを考へております。これについては技術的に非常な困難が予想されますが、これはたゞいまこゝういふ制度を設けることによつて、所得税の漏れた分をある程度捕捉できる手段が見つけ出せるのではないかといふふうに考へられるわけ

であります。こゝういふ／＼な調査方法、たとえば銀行預金の問題一つにいたしましても、非常に現在のやり方は不満であります。われ／＼としてはどれくらいやみ所得がつかまえられるかといふことは、どういふやり方を政府がとらうとするのであるか、これによつてどれくらいとれるかといふことがきまつてくると思ふのです。われわれとしては資料その他において非常に不備でありまして、正確にどれくらいとれるかといふことは申し上げられないのであります。しかし現在非常に税が多い。昨年末以来は、H・Qの方針によつて、い／＼脱税者の報告が出ております。それによつて見ましても、非常に脱税が多いといふことがわかります。資料の蒐集というものがきわめて不完全であります。物資の移動に対する資料の蒐集というものはほとんどないに等しい。その他銀行の調査も、事實上において現在何もやつて

尋ねたします。やや専門的にはいるおそれがあると思いますが、あらかじめ御了承を願います。まず第一に取引高税は結論として、反対というところをおつしやいましたが、その理由をずつと拝聴いたしました。よく了解しました。その中でわれ／＼が特に聴きたい点は、いわゆる税務行政面から見たならば、この取引高税は非常に脱税が多

い。この三点であります。一、〇徳島公進人 第一の点を申し上げますと、現在税務署の中で比較的人員の充実しているのは直接課であります。

六回轉くらいじゃないかと思うのであります。日本の場合においてはアメリカと違つて、家庭工業も多いし、仲介業者も多いので、十回轉以上になるんじゃないかという感じがします。これは正確に調べたわけではないのですが、感じの上からそういう気がするものであります。

たと思ふのであります。二、三反歩のところで、農業労力も肥料の入手もあり苦しまないで、能率のあがる方が負担が重い、こう見えておるのであります。そういう意見の相違から組織的な組合運動として農民組合が、やはり共産党に次ぐ運動をやつたわけであり

らなければならぬといううな気がして、悪いところはまけてやつた。理屈をつけて納得させるところは納得さして、大体今のところではうまくいっているというところを聴きました。それからわれ／＼の方に聴きましても、大体制当課税その他で更正決定の問題が起

ることは結局現在のあなたたちが扱つておられる、すなわち税務の行政機関としてのいわゆる現場第一線と言いま

〇宮崎委員 私はきわめて簡単であります。税務行政を簡便していく上において、まことに失礼ですが、徳島君の職場と身分をお知らせ願いたい。

〇徳島公進人 私は大阪財務局の直税課の法人の仕事をやつておりました。今度、御承知の三月の賃金要求で六名減首されて、私はその中にはいておりません。現在は職場なしであります。

これは私に非常に疑問に思ひまして、これは何かしなければならぬと思つて、すでに腹案も修正意見もつておるのではありませんか、実情はこれがないではならぬようになつておる。全財の労組といつたしましては、かような分子、かような策動をもつと積極的にみ

うしても大衆課税ではうまく申告納税をやらずにわ／＼にいかないというふうな考えから、こういう税法に対する一つの反対運動をやつておりました。従つてその運動によつて、現在の税金の苛酷な原因はどこにあるかという点を

すか、現在の陣容ではだして今日提案になつておるところの取引高税が十分行えるかどうか。人員の面からも、あ

〇宮崎委員 もう一つお伺いいたします。間接税が國税の原則に改められまして、納税するなといううな運動をした者が体刑もしくは罰金刑となつたが、これは大蔵官、われ／＼は第三官俸と称しておりますが、そういうものは封建的な制度だといふことは同感であります。しかしながら二十二年度の更正決定の當時の実情は、各税務署の前

〇徳島公進人 その点をお答えいたしますと、私今月の初めに大阪へ帰りますと、市内の税務署二、三をまわりまして、不納運動あるいは納税民主化同盟の動きについて、大体直接関係のある直税課の係長級と話し合つていろいろ聴いてみました。南税務署はああいう運動の盛んなところでありました

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

るいは労働面から見ても十分にこれがあるのかやれないかという点が一つであります。その次に現在あなたたちのおられる組合員の実務年限がどのくらいになつておるか。すなわちこれは技術者と考へてもいいと思ひます。帳面

それから第二点の従業員の経験年数の問題であります。これは二十一年七月の給與の調査の場合に一つの統計がわれ／＼の方にあります。それと、今その資料を持つておられますか。

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

と私たちが認めます。特に仲介業者と申しますか、仲立人と申しますか、これが多い。従つて中小企業者を圧迫する。その結論は、生産財、消費財、この両面から見ても回轉率の回数が非常に多い。すなわち大企業家であると、今申し上げた通りに、取引回数と資本

第三の問題であります。大資本に比べて中小資本の場合がどういふふうな不利な立場に立つたかという詳しい研究はしてありませんが、いろいろな本によりまして、大資本に比べて中小企業が圧迫されるといふ欠点は、取引高税に対するすべての人の意見であります。この取引回数につきましては、アメリカあたりの例では、自動車

〇徳島公進人 農産所得税が過重であるといふことの御説明は、よく納得したわけでありましたが、先日廣島財務局に行きまして、所得税の問題について、

い／＼調査したのであります。廣島財務局におきましては、二十なんぼかの税務署があるのではありません。各税務署ごとの農業所得税とか、営業所得税とか、そういうものはわからないわけですが、農家の税務署は、目標に対して一五〇％、あるいは一四〇％もつておるところが多いし、それから大きな都市の税務署は一〇〇％まで納まつておる。これは全国的な傾向であるか、あるいは廣島財務局だけの問題であるかは、よくその後の調査は聞いておりましたが、あなた方は中央におられるわけでありまして、もしそうしたことば全国的であるとすれば、所得税法の問題とともに、税務署の課税に対するあり方というものが非常に問題になつてきはしないかということが考えられるわけでありまして、これに対してどういふふうにお考えですか。

○徳島公進人 それは大体廣島だけでなく、全国的な現象であります。われわれの方でもある程度支部の方に照會して調査しておりますが、大体百四、五十パーセントというのがほとんど全国的な現象であります。

○堀江委員 それに対して、どうしてそんなつたかという、あなた方の立場としての御感想は……。

○徳島公進人 その点について深くその原因を調べてみていないのであります。が、どうしても営業者に対する課税はなかなかむずかしい、所得の捕捉が困難である。つまり更正決定するのにも非常に根拠が少い。い／＼な証拠物件が少いという点で、ある程度弱気になるのではないかと、い／＼な感じがするのではありません。農業所得におきましては、耕地は動かすことができない

いものですから、そういう点から言つて、ある程度これについてはほとんど割当によつて十分以上の課税がやられているのではないかと、い／＼な感じがするわけでありまして、その割当額の水増しの問題、その他のい／＼な問題がありまして、その点についての詳しい調査はまだしておりません。

○小平委員 私取引高税についてちよつとお伺いいたします。この税につきましては、先ほどあなたのお話のように、非常に脱税の危険が多い。一般にもそう申されているのでありますが、大蔵大臣あたりの話によりますと、むしろこの税を創設することによつて、いわゆる流通秩序の確立に資したいといふようなお気持ちのようでありまして、その面にもむしろ非常に逆の期待をもつておられるようであります。その流通秩序の確立の面に作用する力と、それからむしろ逆に流通秩序を乱すという面に働く力と、この税を創設した場合にどちらに強く働くかという点についてあなたの専門的な見通しと申しますか、お伺いしたいと思ひます。

○徳島公進人 私大休開税事務をやつたことがないので、どういふふうな調査の困難があるのか実際に知らないのですが、自信のあるお返事はできないのであります。が、流通秩序の確立に利益があるか、それともそれを混乱さす傾向の方が多いかという点、この脱税をどれだけ防止できるかという点にかかつてくるのではないかと思ひます。これは、これに対する人員というふうな問題が大きくこれを左右するのではないかと思ひます。現在の人員からいつ

たら非常に困難ではないか。うまくいけばお話のように、流通秩序確立のためには非常に効果があるし、あるいは反面所得税をつかまえる一つの基準にもなるわけでありまして、ところが下手をすると、結局正直者だけが非常に大きな負担をする。商工業者は直接負担しないのですが、い／＼な関係において不利な立場に立つといふことが言われるのではないかと、思ひます。

○小平委員 今お話の通りとすれば、組合としてどういふ税が新設されたならば、どのくらい人員が必要とか、そういう御調査をなさつたことがあります。

○徳島公進人 その点は遺憾ながらまだそこまで調査をしておりません。

○内藤委員 ちよつと簡単に……これは私も聞いた話であります。この三月に税のことごとく／＼しましたときに、各税務署の方が一様に納税者に言われたことは、かかる悪い税法は国会議員がこれをきめたのであつて、お前たち、文句があるならそこへ行けといふことを言われた。それは金財の本部から御指令になつたというふうなことを聞いたのであります。これは一体ほんとうでありますか、どうですか。

○徳島公進人 その点お答えいたします。われ／＼は大体昨年末以来不納運動が非常に大きくなつて、これに対する本部の方針を至急きめなければならぬことになつたそのときに、本部の方針に指針を流しまして、その指針は不納運動にいろいろ／＼な理由がある。つまりわれ／＼の課税が誤つておつて、所得のないのに、所得のあるように課税したといふ場合もあるだろう。そういう場合にはもちろんわれ／＼は公僕

としてそれについては親切に直してやらなければならぬ、これが一点です。それから次に課税標準の捕捉は大體合理的にできてゐる。つまりいろいろな点から考へて、帳簿がない場合には生活状況とか、そういう点から考へて大體所得を捕捉するわけですが、そういう点から言つて、大體所得額には納税者が納得しても、かかつてくる税金には納得がいけないという場合が非常に多いわけでありまして、こういう場合には、われ／＼の力ではどうにもならないものだ、これは現在の所得税法そのものが非常に苛酷にできておるのであるから、この点についてはあなた方も大いにそういう点が是正されるように運動してもらいたい、われわれだけの力ではこれは直らない、そういうふうな納税者に対して説得するようになります。そういう点が表現のし方によつて、ある程度突き放すように言われたかも知れませんが、本部の方の考へとしては、そういうふうな考へておつたわけでありまして。

○堀江委員 これは今内藤さんから御質問があつたわけでありまして、私直接廣島の財務局に農業所得の問題で交渉に行つたわけでありまして、それは全財務からでなく、財務局の高級の人からそういう話がありましたというところを報告しておきます。

○早稲田委員長 それでは次へ移ります。日本商工会議所専務理事三樹樹三君にお願いいたします。なるべく重複せぬように簡単に要点だけをお願ひいたします。

○三樹樹公進人 私ども商工関係団体と消費者関係団体とが一致いたしまして、取引高税に反対をいたし、その大会を開きまして、反対の決議は先般委員長にもお目にかけたような次第であります。その線に沿ひまして取引高税の反対の意見を申し述べたいと存するのではありません。

取引高税は沿革的に申しますと、課税方法がきつめて原始的でありますから、古代ギリシャ、エジプト、ローマなどでも早くから行われまして、ローマの暴君ネロは、この税によりまして多大な戦費を賄つたと傳へられておるのであります。十九世紀になりましてからほとんどその姿を消すに至つたのであります。この税がイギリスの進歩に應じまして、第一次世界大戦のとき、ドイツ、フランス等に新設せられまして、多くの國に採用せられるようになったわけでありまして、しかしながらこの税が悪税であるといふことは、すでに皆さん御承知の通りであります。學者などもこの税をきわめて非民主的な性格の強い税であると非難しておるのであります。この税を行つたドイツにおきまして、これはなだ水税であるといふ異名をつけられておるのであります。なだれのごとくに消費者を押し流すという意味から、この異名を付しておるのであります。またアメリカ合衆國におきましては、一九三二年に下院の委員会におきまして、歳入確保のために製造者販賣税を決定したのであります。が、下院におきましては、この税が少額所得者に負担を課するものであつて、不公平かつ不当である。また租税負担を富める者から貧しい者にだん／＼轉嫁

させる契機となるおそれがあるから不当であるということをもつて、否決されたのであります。従いまして合衆國におきましては、この取引高税は実施されておられない。州のうちにのみ実施してあるところがあるものであります。また英國などにおいても実施されておられないのであります。これに反しましてソ連におきましては、昨年度輸入総額の六五%をこの税をもつてあけておるのであります。はなはだその点対照の妙を得ておると考えるのであります。わが國におきましては、昭和十一年にいわゆる馬場税制改革案におきまして、これを取上げたのであります。当時財界初め一般國民の反対の聲が多くて、遂に実現しなかつたことは御承知の通りであります。しかるに今回政府の提出されましたこの取引高税法案は、最も苛酷な方式によるところの課税方法をとつておると考えられるのであります。これによりまして國民大衆を疲弊困憊のどん底に追い詰め、産業、経済を萎靡沈滞せしむるおそれが多分にあると考えるのであります。今回の取引高税の悪い点を多少重複するとも考えられるのであります。二、三あげてみますと、第一に、取引の全段階に課税をしておるといふ点であります。すなわち一商品の原料から製造、加工、おろし賣り、小賣りを経て消費者の手に至るまで取引のあるごとに課税されるのであります。その課率は百分の一というところであります。全過程におきましては非常な高率な課税となるわけでありす。私どもの方におきまして二、三の商品について、取引経路を調べてみたのであります。ここに調べた

ものがございすので、場合によりまじたらばお手もとに差上げまして結構であります。有けんは最大取引段階が十三でありまして、最少九回であります。また書籍も最大取引段階が十三で、それにまた取次等を加えますと、さらに消費者の手に渡るときには十五、六回になるものと考えられます。最少におきまして七回であり、それからかなべの類が最大九回、最少七回ということでありまして、これが消費者に轉嫁されますときには、必然的に物價の高騰を招き、國民生活を脅威に迫ることとなると考えられるのであります。政府は所得税の経費に名をかつて本税を課せんとしておるのであります。それはあたかも左の手で頭をなでて右の手でぶんなぐるといふことにほかならないと考えられるのであります。

次に課税の範囲が廣汎にわたつておるといふ点であります。すなわち主食を除外するのみでありまして、配給の野菜、魚、みそ、しょう油を初めとしたしまして、日常生活必需品にもかかります。鍋湯、理髪にまでかかるのであります。従いまして消費大衆の負担は集積いたしました。相當の金額に上ると考えられるのであります。殊にこの税は生活保護を受けるような極貧者といへども假借しておらないのであります。今日わが國の貧困者の多くは、平時のごとくに怠惰の結果陥つたものではないのであります。國家の誤つた戦争の結果に基くものが多いことを考えますときに、本税の賦課は社会思想の上に及ぼす影響は、決して少くないと考えられるのであります。

第三に、これが中小企業を圧迫するといふ点でございす。この説明につきまじはだん／＼お話ございした。がら省略いたします。第四に、まじな業者が不利益をこうむるにいう点につきまじても、だん／＼お話があつた通りであります。それから第五に、徴税手段といたしまして煩瑣なグーボン制を採用いたしておる点であります。すなわち取引のおよそ八〇%にあたりますところの五十円以上の取引に對しましては、取引高税に印紙または証紙をもつて納付することになつておるのであります。これに要する用紙、手数料等は莫大なものがあるばかりでなく、脱税の行爲のあること、その捕提または更正決定がな／＼困難であります。これは、物品税の例に照らしても明らかであります。また營業者はこの印紙または証紙を、前もつて買わなければなりません。従つて租税を前拂いすることになるのであります。今日資金枯渴の折柄、一層資金難を招来すると思ふのであります。その上に五十円未満の取引に對する分につきましては、現金で納付することになるのであります。その五十円以上のもの、五十円未満のものという区別をし、また記帳手續等もそれ／＼なさなければならぬといふやうなことであります。業者をして奔命に疲らしめはしないかと考えられるのであります。

以上のごとく、今回政府の提案しております取引高税は、國民生活及び産業經濟の上に重大なる影響を來すものと考えられるのであります。ただ財源が不足しておる、あるいは試しにやつて見るといふやうな理由で、輕々に決定せらるべきものではないと考えるのであります。午前中もお話がありました通りに、一旦それが実施せられま

したときには、税率を加減しますれば非常な重税となるおそれが多分にあるものと考えられるのであります。慎重な御検討をいただきたいと考える次第であります。

次にしからは取引高税に代る財源はどうであるか。今年度二百七十億に上るところの取引高税を廃し、それだけの欠陥をどうして埋めるかという問題になるわけでありまして、これは私どものような素人がお話し上げませんでも、皆様にございましてせつかく御検討願つておるところと考えるのであります。わ／＼素人考えといひまして、いろいろ／＼なことが考えられるのではないかと申すのであります。第一に自然増収という点でございす。今日の徴税機構を充實し、その技術改善をいたしてまいりましたならば、相當の自然増収がまだはかれるのではないかと申すのであります。昨年度におきまして、当初は非常に納税成績が悪かつたのであります。結局予算に對しまして百億八千万円の増収を見たと申すやうなわけなのであります。なお次に國民所得と國税との關係から見まして、まだ國税について検討いたしたならば、あるいはもつと予定額を増加し得るもの、あるいは増徴し得るものがあるのではないかと申すのであります。もう一つは、この点につきまじても十分の御検討をいただきたいと考えるのであります。

第三に行政整理の實行に關してでございます。これは民間におきましては非常な要望となつておることでありす。また皆様方におかれまして、いろいろ御検討をいただきたいと思ふのであります。政府は二十三年度におきまして、予算定員一割五分の天引きを実施することにいたしておるのであります。ドレーパーの報告にもあります通りに、政府支出の軽減はインフレーション解決の大きな要素であります。また今日有業人口七人について二人の官吏を抱えておる現状に鑑み、勇敢に行政整理その他経費の削減を断行することに意を用いて、大衆課税を回避すべきであるといふやうに考えるのであります。

それから第四に新税、これに代る新しい税はないかという点でございす。この点につきまじても各方面において研究をされておられす。皆様に申すことを、私も非常に感謝しております。次第であります。この点につきまじても十分の御検討をいただきたいと考えるのであります。わ／＼が今まで聞き及んでおります税につきまじてもいろいろ申し上げてみますならば、午前中からも話のありました財産増加税、これも十分検討の余地があるものではないかと考えるのであります。それからまた一部におきましては債務証券税といふものをとつたらばどうか。すなわち借金の証書に對して税をとるのであります。借金をするとそれがそこに担保力を生んでゐるものになるのであるから、この借金を土台にして税をかけたかどうかという御議論もあるやうであります。これはドイツにおきましては前大戦時分に実施されたものやうであります。これらにつきまじても検討し得る價值があるかと考えるのであります。

それからもう一つ、一部に行われて

おります理論は、この取引高税というものがきわめて弊害がある。しかしこれらの弊害を除去して、どうしてもこの取引高税をとらなければならぬというならば、こういう方法をもつてやつたならばいいではないかというような議論もあるのです。すなわち今日の取引高税が一番悪いという点は、先ほどもお話し上げました通りに、取引の全段階にかけるということであり、それから課税の範囲が非常に廣いということ。それからまたクーポン制を採用しておるといふ点であります。これらの点を除いて取引高税に類するものを考えたならば、それは最も取引高税の弊害を除いたものとして考へられるのではないかと議論されてまいりました。そのうち最も合理的な理論は至産税と申しますか、あるいは製造課税と申しますか、製造の段階において税をかけるという。その一回限りの段階を課税の対象とするというのでありまして、これによりまして各段階にかけることによる弊を除き、またこの際生活必需品その他を除きますならば、生活を脅威するといふ点の弊を除くことができますし、またこれは捕捉しやうという点からクーポン制を実施しないで行けるのではないかと、いふように考えられるのでありまして、どうしても財源等の関係から取引高税に類するものを行わなければならないといふことであるならば、この生産税を考へるべきではないかというような議論があります。現にフランスにおきましてはこの一般取引高税を廃止し、生産税といふものでいつておるような関係であります。

する意見を申し上げたのであります。が、われ／＼は取引高税をやめていたきたいというところに重きを置いておりますために、所得税の改正につきましては、い／＼文句もあるわけであるわけでありまして、現在の物價水準に照しまして、今回の案が必ずしも十分であるとは考えないのでありますけれども、この所得税の軽減を理由として新設しようとしている取引高税はぜひやめてもらいたいというふうな考えからいたしまして、所得税の改正はこの程度でも一應やむを得ないのではないかと、いふように考へてゐる次第であります。

○早稲田委員長 ただいまの三樹さんの御意見に対して、お尋ねの点がありますれば、お願いいたします。

○川合委員 ただいま三樹さんのお話を承りまして、その中に、代り財源としての自然増収という点に着眼されたことは、私たちが同感の至りでありまして、殊に社会党といたしましては、すでに新聞紙上で御承知の通りに、政治的な意味とは違ひますが、政策的な意味におきましては、取引高税には全面的に反対しております。そこでわれわれは、その代り財源の有力なものとして自然増収をねらつてゐるわけでありまして、この自然増収は、徴税機構の拡充強化とその質的な向上によつて、ある程度所期の効果をあげ得る、そういうふうに私は確信するものであります。が、しからばこの自然増収の対象になる得るものはどの職業であり、どの階層であるかと申しますならば、遺憾ながらすでに源泉課税の支拂者である俸給生活者にはその担税力はあります。また農業者においても、この

徴税機構のよつて生じたというものは、主として農林にこれが起つたといふように私は觀察しておりますが、農村においてもありません。漁業においては若干の自然増収の余地があるかもしれませんが、主としてその職業的な対象といふものは、遺憾ながら中小小工業に求めざるを得ない。そこでわれわれが今所得税法の改正案を見て自然増収をはかるというふうなことからいへば、三十万円以上の所得者に対して、われ／＼は政府の原案よりももう少し税率を高めねばならぬといふように考へてゐるわけでありまして、そういう場合においては、日本商工会議所という中小小工業の一つの日本的な団体としては、そこに矛盾を感じになるようなことはないか。もちろん中には進んで納税したいというふうな方もありますけれども、今日の状況においては、なるべく税金は少く納めたいといふのが人情であります。それからまた多くの納めるにしても、適切なところの納税ならば納めたいといふようなお氣持の方もあろうかと存じますが、今、更正決定に対する異議申請の件数の多いのは、主として都市であります。従つて私は自然増収を都市の納税者であるところの中小小工業者と期待するといふことは、かなり困難ではないかと思つております。日本商工会議所の立場から見ても、そういうような中小小工業者になおかつ自然増収の余地があるといふふうにお認めになりますか。あるいは自然増収の対象は他の職業にあるか、あるいはまた農村にあるか、こゝろに点について、ブライベートな御意見でも結構でございますので、お聴かせ願へば幸いです。

いだと存じます。

○三樹公進人 私は社会党の御議論を新聞で拜見しまして、まことにごもつともな御意見であると感じておつたのであります。要するに適正な課税をわれわれは欲しておるのであります。高所得者の方面におきまして、もつと税率を高めるといふようなことも、それが適正な方法でもつて考へられます以上、やむを得ないのではないかと、いふように考へております。それからこの徴税機構の拡充その他技術の改善によつて自然増収をはかるという点は、先ほどもお話しのごさしました通りに、いゝゆるやみ所得者、新興階級といふものを、もう少し捕捉するといふ点に重点を置いてもらいたいと考へるものであります。お話しのように、今日まじめなる中小小工業者からその多くの増収を期待することはできないと考へるのであります。い／＼政府も、今回やみ所得捕捉のために機構の充実をはかつておるようでありまして、そういう方面で自然増収がはかられるものではないかと考へておるのであります。

○川合委員 さらにまた三樹さんのおつしやいます通りに、適正な納税ならばおそろしく中小小工業者も御満足して納税していただける、私はかように考へるのであります。意見を聴く問題が限局されておるわけでありまして、私はそういうふうな適正納税といふような観点からいたしまして、商工会議所が現在のように団体交渉権が否認されておるといふことが、適正納税を結果せしめていないといふふうになつておるのを考へております。そこでわれ／＼は団体交渉権を認めるというふうなことを考へ、もし／＼な関係において団体交渉権が認められないとするならば、われ／＼としては民主的な方法によつて、税務署と納税者との間に立つて、そうして納税のいく納税といふようなことを考へておるのであります。が、商工会議所はそういうふうな団体交渉権の確立、あるいはまたそれができない場合においては、民主的な機構の樹立といふようなことに一層のお考へをもつていただきたいし、また現におもひだろうかと思ひますので、この機会に併せて御意見を漏らし願へば幸いです。

○三樹公進人 ただいまの御意見にはまづたく同感でございます。本年の初めに、政府が中間のいろ／＼な口を利くといふものは排除するといふことでもつて、それがまた下の方にまいりますと非常に強くとられて、これがために納税者と税務署と非常な摩擦を起しておつたのであります。われ／＼といたしましては主税局の方にも話をいたしました。ほんとうに民主的に納税をする。納税者で納税をするといふ以上、商工会議所等が間にはいつてよく事由を話し、喜んで納税ができるようにする必要があるんじゃないかといふことを話しました。主税局の方でも、それはもつともであるといふので、權威ある団体が、税額を決定してそれを押しつけるというふうなことはいけないけれども、課税標準あるいは順位といふようなものをこしらえて、そして課税の上の参考資料を提供するといふことについては最も歓迎するところであるといふ通譯まで出されたのであります。私もこゝろにいたしましては、なお一層こゝろに民主的に

な方法をもつて納税ができませんような機構をつくつていただきたいというふうに考へておられますので、この点につきましても國會方面におきましてどうかよろしく考へていただきたいと存じますのであります。

○川合委員 主として三樹さんからは取引高税を中心にする／＼な御意見が展開されて、所得税の基礎控除その他に關しては、大体において政府の原案で御満足だというようなお話があつたのであります。資本家的團體である日本商工会議所が、すでに前より勤勞所得者に対する基礎控除その他の低減を主張されたというところは、日本の資本家團體の非常な進歩であらうといふに私は考へておるのであります。が、その後における物價騰貴の状況、あるいはまた賃金水準の高まつたというやうなことから考へますと、政府の原案では非常になまぬいというやうな御意見をお漏らしするのではないかと実は期待したのであります。この程度で大体日本商工会議所はほんとうは御満足しておられるのかどうか。他に財源がないからやむを得ないというやうな御意見であるか、もう一回あらためて御意見をお聴かせ願いたいと思ひます。

○三樹公進人 現在の所得税の軽減方法をもちまして、必ずしも満足しておるのではないのであります。今日の物價水準に照しまして、決して十分であるとは考へておらないのであります。しかしながらこの所得税についてさらに軽減すると申しますならば、この軽減の取引高税はやつぱり何とかなつていかなければつじつまが合はぬではないかというやうなことになるうか

と思ふのであります。一應この程度で所得税の方はいいのではないかと。しかしながら必ずしも満足しておるのではない、こゝういふやうにお考へを願ひたいと思ひます。

○早稲田委員長 ありがとうございます。次は農業復興會議の總務部長をしていらつしやいます安井七次さんにお願ひいたします。

○安井公進人 ごく簡単に農民の立場から今度の所得税法の改正、それから取引高税の新設に對する意見を申し上げたいと存じます。結論を先に申し上げると、あれ／＼が新聞その他でお知らせを願つております現在の所得税法の改正には反對であります。反對の理由をいいたしますところは、現在示されておりますところの税法の改正では、農業者に対する課税の負担が軽くはならないで、むしろ重くなるというやうなことであります。御承知の通りに現在の農村は、まさに不況の第一段階で金詰りを來しておりますので、このときに當つて所得税法の改正で負担が軽くなるならばよろしうございしますが、重くなる現状では、どうしても反對をしなければならぬといふことになるのであります。ではどういふやうな改正をわれ／＼は望むかと申しますと、まず第一は農業所得の中からどうしてでも生計費を差引いて、残つたものが課税対象になるという控除の方法をおと願ひしなければならぬといふことであります。それから第二の点は、農業所得の決定にあたりましては、本年度繰返されたやうな一方的な割當でなく、きわめて民主的できわめて公正妥當な課税の決定方法がとられるやうな

税制の改革でない、これまた承知が相ならぬといふことであります。現在農村にかかつております／＼の公租公課の重圧は、先ほどからいへば、皆さんの方でお話がありました通り、これを簡単に申しますと、昭和十六年、十七年は大体農民所得の三割であつたのであります。昭和十八年に五割に暴増していつて、十九年には七割に伸びてきた。二十年には一三割に、二十一年には二〇割になつておるのであります。二十二年の推定はわれわれの方では公租はおそらく三十一・三割になつておると推定をいたしております。この点、午前中井藤先生から國民所得の中の負担は、二十二年では一九・九割といふお話がありましたので、その算定の基礎を御公開願ひませんと、われ／＼の推定の三十二・三割との比較はできませんが、おそらく今年度大蔵大臣が農村からおとりました所得税の実績を公開されたら、われ／＼が推定をいたした農民の負担といふものは、農民の方の所得の三二割には必ずなると思ふのであります。こゝういふ点にわれ／＼はどうしてもいゆる農民と農民以外の所得と負担の比率の公正をおとりになる税法の改正を願ひなければならぬわけでありまして、農民の立場から言いますと、この均衡の一歩前進は、どうしても現在改正を予定されておりますやうな基礎控除一萬五千元、それから扶養控除額のおつかなものを農業所得から差引かれて、その残つたものに課税するといふ制度ではこの均衡がとれないのであります。この点が農業のむづかしさだと私は思ひますが、農業は事業ではなくして、これは勤勞者

と同じであります。すなわちいゆる生産をする田畑はもつておりますけれども、その生活費といふものはその上で働いていゆる勞賃で食つておるわけでありまして、これを事業とみなして事業所得に賦課すると同じ方法でおやりになります以上は、どうしても農業の課税といふものは軽くならな

い。われ／＼はやはり算定の場合においても、勤勞者の課税をされる方法と同様な点まで農業所得の課税方法をもつていかなければ、農民に對する課税と非農民の課税との均衡がとれないと考へるものであります。私の方ではむしろそれ以上に、先ほど申しましたやうに、まず農業所得の中から農民の生計費を差引いて残つたものに対して初めて課税の対象にしようといふ方法をおとり願ひたいと考へて、四月十六日、われ／＼の方で農民大會がなされたときに、そうした一應の結論になつております。その場合における農民一人の生活費をいくらに見るかという問題も、一應の算定はいたしておりますが、大体われ／＼の算定からいいますと、一町二反の農家でやうやく生計が保たれるといふ数字になるやうであります。

次に第二の問題でありますところの、所得の算定をきわめて民主的に公正妥當にやる方法であります。今年度の農業所得に對してその徴税方法なり算定方法なりに非常に問題を起しましたことは、先ほどそれ／＼の方々からお話のありました通りに、所得の自主申告制を無視いたしました、税務當局が一方的に割當したという問題であります。これは一面農民が家計簿をつけないといふ欠点もありませんけれども、より以上にわれ／＼に考へられま

すことは、とりやう農民からとるといふ技術の安易さにこの方法をもつていつたところが大きい、と同時に、農民といふものはどうしても言われた通りにやる傾向がありますので、その二つの問題がこゝうしたきわめて一方的な不自然な割當なり、徴税を行つたものと思はれるのであります。われわれはこれをどういふやうに是正すべきかといふ点につきましては、一應自主申告の精神を活かして、税務當局がその申告を認めること、もう一つは税務當局は農業の実態を御存じありませんから、一体農業の収入はいくらか、それに要する必要経費はどういふものであるかといふことは全然御素人でありまして、どうしてそういう実態を知つておる方々に御依頼を申し上げまして、そこに査定審査委員会という官制上の制度でも、あるいは公選をされるというやうな制度でも、そうしたものをもつて一應内容検討から出発をしていく。そゝういふ委員会制度をおもちにならなければならぬと同時に、もう一つは農民の團體の交渉権をお認めになる制度を今度の税法改正で

おとり願ひたいといふことであります。この点につきましてわれ／＼は数回大蔵省とも御交渉申しておりますけれども、大蔵省では委員会制度、あるいは團體交渉権は認めない方針であると強言つておいでになりますけれども、どうしてもこゝうした制度をお考へ願ひたいと思ふのであります。特にこの点は昭和十五、六年から食糧供出制度が布かれた當時をわれ／＼は思ひ出すのであります。現在の食糧統制は不足ながら一つの軌道に乗つて

伺いますが、農民は供出を反別に割当てられる、そうして税金はその供出の数量でとられるというようなことで、今年あたりは特に農民の生活は非常に苦しくなつてきたと思うのですが、こういう点について農民が今のところそれを見ますと一番正直に納めておるのです。更正決定なんかをやりまして、町の商人なんかは何かかんかと言つてなか／＼理屈をつけますが、農民は正直で、税務署を見るとこわいような感じで、そういうことはせずにどんどん納めておると思います。そういう点について何か農業復興會議は御指導になつておるか、その点お伺いしたいと思います。

その点きわめて良心的なのであります。供出は供出で納める、税金は税金で納める。しかし根本の割当の問題、米價の決定には強く触れておるわけであらう。それから特にわれ／＼が痛感いたしますのは米價の決定で、われ／＼の米價の生産費は二千四百円でありますが、決定は千七百円であります。しかも供出制度は非常に重いのであります。しかしながらわれ／＼はきわめて合法的にやります關係上、道の長い闘争をやつておるわけですが、さう指導するかというのは、やはり正法で、米價は米價、割当の制度は制度所得税の改正は改正、さういうぐあいにいくという考えであります。

○早稻田委員長 本日公述人として越しを願いました方々の公述は一應つたわけでありますが、何かほか御意見はありませんか。——御意見ないようですので、本日の公

会はこれをもつて閉することにしたし
まして、明日定刻より引続き公聴会を
開きます。公述人の方々におかれまし
ては、長時間にわたつておん警を傾け
て公述をいただき、まことに感謝に堪
えません。ありがたうお礼を申し上げ
ます。

本日はこれをもつて公聴会を閉じま
して、引続いてただちに委員会を開催
いたします。

午後四時五分散会